

住宅政策本部の消費税未申告事案 に関する調査報告書

令和 8 年 2 月

総務局

目 次

第1章 総論

1 事案の概要.....	- 1 -
2 都住会計について	- 1 -
(1) 自治体の特別会計	- 1 -
ア 公営企業に係る特別会計	- 2 -
(ア) 地方公営企業法が適用される公営企業に係る特別会計	- 2 -
(イ) (ア)を除く地財法第6条が適用される公営企業に係る特別会計	- 2 -
(ウ) 地公企法又は地財法第6条の適用を受けない公営企業に係る特別会計	- 2 -
イ その他の特別会計.....	- 3 -
(2) 都住会計の概要	- 3 -
(3) 都住会計を所管する組織の変遷	- 4 -
ア 住宅局（平成14年度～平成15年度）	- 4 -
イ 都市整備局（平成16年度～平成30年度）	- 4 -
ウ 住宅政策本部（平成31年度（令和元年度）～）	- 4 -
3 消費税について	- 5 -
(1) 消費税制度の概要	- 5 -
(2) 自治体の申告義務	- 6 -
(3) 都住会計の申告義務.....	- 7 -

第2章 本件の事実関係

1 都住会計の設置に向けた検討	- 8 -
(1) 都住会計設置の背景.....	- 8 -
(2) 都住会計設置に向けた検討の状況	- 8 -
ア 住宅局での検討	- 8 -
イ 財務局の関与	- 11 -
2 都住会計設置後の状況	- 11 -
3 平成28年度税制改正前後における状況	- 12 -
4 都議会議員への対応を契機とした検討	- 14 -
5 インボイス制度開始に向けた準備	- 17 -
6 インボイス制度開始後の対応	- 22 -
7 東京国税局からの指摘後の対応	- 27 -

(1) 東京国税局の指摘に対する本部の初動対応（納税義務の確認）	- 27 -
(2) 庁内への説明に関する本部の対応	- 30 -
(3) プレス発表に向けた本部の動き	- 35 -

第3章 調査により明らかになった課題と今後の方向性

1 業務に関する過去の誤りに対する消極的な向き合い方	- 40 -
(1) 都住会計における消費税申告の必要性の検討を欠いたこと	- 40 -
(2) 税理士法人から指摘を受けていたことを知った後に必要とされる報告や発表を行わなかつたこと	- 41 -
2 情報共有・情報発信に対する消極的な姿勢	- 43 -
3 申告事務に関するノウハウの欠如	- 45 -
4 特別会計の管理に関する体制の脆弱さ	- 47 -
5 組織マネジメントの欠如による業務の属人化	- 49 -

＜参考資料＞

• 事情聴取の対象等	- 52 -
------------------	--------

第1章 総論

1 事案の概要

令和7年5月12日、東京国税局から住宅政策本部（以下「本部」という。）に対して、都営住宅等事業会計（以下「都住会計」という。）に係る消費税の申告に関する照会があった。

本部は、令和5年10月1日から開始された消費税の適格請求書等保存方式への対応に合わせ、令和5年度分から都住会計に係る消費税を申告・納付していたが、東京国税局からの照会は、令和4年度以前分（以下「過年度分」という。）の消費税の申告の有無に関するものであった。そこで今年度の担当者が確認したところ、本来であれば過年度分についても消費税の申告義務があったにもかかわらず、納税していないかったことが判明した。

このため本部は、令和7年9月22日、既に時効が完成している年度分を除いて、平成31年度から令和4年度分までの都住会計に係る消費税の申告・納付を行い、同日、その旨を公表した。

さらに、過年度分の申告義務の有無を確認する過程で、令和5年度分の消費税の申告納付に係る業務委託を令和6年度に受託した税理士法人（以下「税理士法人」という。）から、過年度分の申告義務についても確認が必要であるとの指摘を受けていた事実が判明した。

本報告書は、令和7年9月25日に知事の指示を受けて実施した調査の結果をまとめたものであり、都住会計に係る消費税の未申告がなぜ生じたのか、令和6年度の税理士法人からの指摘がなぜ速やかな申告につながらなかつたのか、当該指摘を受けて以降消費税の未申告に関する情報はどのように府内で報告・共有されたのか、を中心に事実関係を明らかにするとともに、同種の事態が発生しないための再発防止策を提示するものである。

なお、本報告書中の役職名はいずれも当時のものである。

2 都住会計について

（1）自治体の特別会計

自治体の会計について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）では、効率的な財政運営や財政状況の明確化のために単一の会計（一般会計）で経理することが原則とされているが（単一予算主義の原則）、例外的に一

一般会計とは独立した別個の会計（特別会計）を設置することができるとされている（自治法第209条）。特別会計には法令の規定により設置が義務付けられるものと条例に規定することで任意に設置することができるものがある。

ア 公営企業に係る特別会計

自治体は、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業を経営するが、そのような自治体が行う企業（以下「公営企業」という。）の一部については、特別会計を設置しなければならない（地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第6条、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条）。

（ア） 地方公営企業法が適用される公営企業に係る特別会計

地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）が適用される公営企業は、地公企法により特別会計の設置が義務付けられている（地公企法第2条、第17条）。

地公企法が適用される事業としては、①地公企法の全ての規定が適用される水道事業や工業用水道事業など（地公企法第2条第1項）、②地公企法の財務規定等が当然に適用される病院事業（同条第2項）、及び③条例で地公企法の全部又は財務関係規定のみを適用させることとした公営企業（同条第3項、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項）（以下、①から③までをあわせて「地方公営企業等」という。）がある。

そして、自治体の会計には、実際に収入や支出があった時点を基準として経理（現金主義）する官庁会計方式をとるものと、費用や収益が発生する事実があった時点を基準として経理（発生主義）する企業会計方式をとるものがある。一般会計では、明確に現金収支を把握できる官庁会計方式が採用されているが、地公企法の適用を受ける地方公営企業等の特別会計は、経営成績や財政状態を明らかにするため民間企業と同様の企業会計方式が採用されている（地公企法第20条）。

（イ）（ア）を除く地財法第6条が適用される公営企業に係る特別会計

地財法第6条で特別会計を設置しなければならないとされている公営企業（と畜場事業など）のうち上記（ア）に該当するものを除いては、地公企法第20条のような規定がなく、一般会計と同様に官庁会計方式が採用されている。

（ウ） 地公企法又は地財法第6条の適用を受けない公営企業に係る特別会計

地公企法又は地財法第6条の適用を受けない公営企業は法令上特別会計

を設置する義務はないが、自治体の判断により条例で特別会計を設置することができる（自治法第 209 条第 2 項）。この場合の特別会計は官庁会計方式である。

なお、公営企業に係る会計については、総務省が全国の公営企業に係る事業の決算内容の把握を目的として、毎年度、地方公営企業決算状況調査を実施している。当該調査では、上記(ア)及び(イ)の公営企業に加え、有料道路事業や駐車場整備事業、介護サービス事業等の公営企業の一部が対象となっており、調査対象は、特別会計の要否を定める上記法令の規定とは異なる区分で選ばれている。

イ その他の特別会計

公営企業以外の事業についても、国民健康保険事業など、特別会計の設置が義務付けられているものもある（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 10 条など）。

また、条例で特別会計を設置することもできる（自治法第 209 条第 2 項）。都住会計は、この規定に基づき、条例で設置されたものである。

これらの特別会計は官庁会計方式である。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）における健全化判断比率を算定するに当たっては、後者の特別会計の一部は同法第 2 条第 1 号の規定により「一般会計等」に区分することとされており、公営住宅事業に係る特別会計も「一般会計等」である。

(2) 都住会計の概要

本部は、良質な住宅のストックと良好な住環境の形成促進、都民が適切に住宅を選択できる市場環境の整備、住宅に困窮する都民の居住の安定の確保等、総合的な住宅政策を担っている。

都営住宅の整備や管理運営については、平成 13 年度までは一般会計において経理を行っていたが、当時、都は深刻な財政難に直面しており、都営住宅事業においても収支を明確化し、経営的視点を強化して効率的な経営を行うことが求められていた。そのため、平成 14 年度以降は、東京都都営住宅等事業会計条例（平成 14 年東京都条例第 29 号）に基づき設置された特別会計である都住会計において経理を行っている。

都住会計では、都営住宅、住宅に困窮している低所得者を対象とする福祉住宅、

小笠原諸島の旧島民の帰島の促進等を図る小笠原住宅などの管理・建て替え及び耐震改修等に要する事業費のほか、都営住宅事業に係る都債の償還費、都営住宅等所在市町村交付金等を計上しており、その予算規模は初年度の平成14年度に1,921億円で開始して以降、毎年度約1,550億円から約1,900億円の間を推移し、令和7年度においては1,908億円となっている。

(3) 都住会計を所管する組織の変遷

ア 住宅局（平成14年度～平成15年度）

住宅局は、昭和35年7月、都の住宅行政の一体化を図るため、都の建築局が所管していた住宅関係部門を主体に、民生局の福祉住宅等の関連部門を統合して設置された。

都住会計設置当時、都営住宅事業は住宅局住宅経営部が所管しており、同部管理課が都住会計に関する経理を担当していた。また、住宅局全体の経理を総括する総務部経理課が都住会計の予算・財産の適正な管理を行うとともに、住宅経営部の事務執行が円滑に行われるよう調整を図る役割を担っていた。

イ 都市整備局（平成16年度～平成30年度）

平成16年4月、都市計画局、住宅局及び建設局の市街地整備部門を再編統合して都市整備局が設置され、都営住宅事業に関しては都営住宅経営部が所管することとなった。

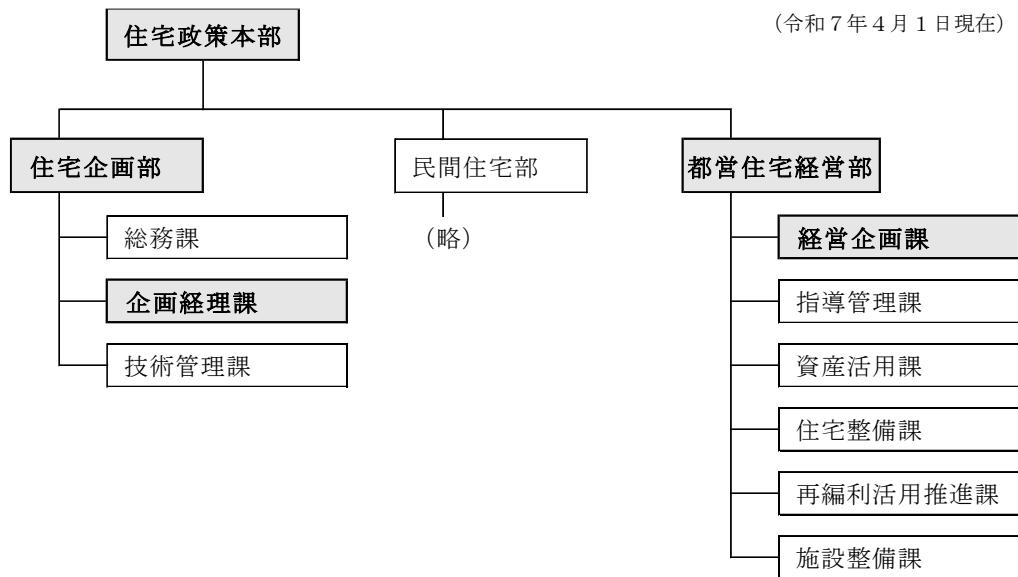
都住会計の経理については同部経営企画課が担当し、都市整備局全体の経理を総括する総務部企画経理課が上記住宅局総務部経理課と同様の役割を担った。

ウ 住宅政策本部（平成31年度（令和元年度）～）

平成31年4月、都の住宅政策を一層加速し機動的に展開していくため、住宅政策本部が設置され、都営住宅事業は都営住宅経営部（以下「都住部」という。）が所管することとなった。

都住会計の経理については同部経営企画課（以下「部経理」という。）が担当し、住宅政策本部全体の経理を総括する住宅企画部（以下「住企部」という。）企画経理課（以下「局計理」という。）が上記都市整備局総務部企画経理課と同様の役割を担っている。

■住宅政策本部（本庁）組織図



3 消費税について

(1) 消費税制度の概要

消費税は、商品の販売、サービスの提供等に対して課される税であり、税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれ、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける者が負担し、取引の各段階の事業者が納付する間接税である。令和8年2月1日現在、地方消費税を含む標準税率は10%であり、酒類・外食を除く飲食料品や定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞を対象に税率を8%とする軽減税率制度が実施されている。

消費税の課税対象となる商品やサービス等の売上金額（以下「課税売上高」という。）が基準期間において1,000万円（消費税導入時の平成元年4月から平成16年3月までは3,000万円。以下「免税点」という。）を超える事業者や適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者等に申告の義務があり（以下「課税事業者」という。）、基準期間における課税売上高が免税点以下の事業者（以下「免税事業者」という。）は申告の義務がない。

なお、消費税は商品等の生産・流通過程における様々な段階で課税されるため、重複して税が課されないよう、事業者は課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いた額を納付する仕組みになっている（以下「仕入税額控除」という。）。

仕入税額控除に関する適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）により改正され

た消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき令和 3 年 4 月 1 日から導入されることとなり、その後、更なる法改正により開始時期が令和 5 年 10 月 1 日に変更された。インボイス制度開始前においては、免税事業者であっても発行できる区分記載請求書等を保存することで仕入税額控除が認められたが、開始後においては、原則として、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書（以下「インボイス」という。）の保存が必要となった（6 年間の経過措置期間あり）。インボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録（以下「インボイス登録」という。）を受けなければならず、登録事業者は、課税売上高にかかわらず全て課税事業者になる。そのため、免税事業者であった者も、適格請求書発行事業者となることを選択した場合は、課税事業者となって消費税の申告・納付を行う必要が生じることとなる。

（2）自治体の申告義務

消費税は、消費税の課税対象となる資産の譲渡等（以下「課税取引」という。）について、個人事業者及び法人を納税義務者としており（消費税法第 5 条第 1 項）、自治体も法人であるから、営利法人と同様に消費税の納税義務がある。

しかし、自治体の事業活動は公共性が強いものであることから、法令上各種の制約を受けたり、国等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いいため、消費税法上、特例が設けられている。

納税義務者の点でいえば、営利法人は法人ごとに納税義務者となるが、自治体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一つの法人が行う事業とみなして消費税法の規定が適用される（消費税法第 60 条第 1 項）。

仕入税額控除に関しては、一般会計に係る業務として行う事業については、課税期間における課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなすこととされており（消費税法第 60 条第 6 項）、消費税の申告義務がない。

特別会計を設けて行う事業であっても、専らその特別会計を設ける自治体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計については、一般会計に係る業務として行う事業とみなされる（同条第 1 項ただし書、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 72 条第 1 項）（以下、これらの規定が適用される会計を「みなし一般会計」という。）。そのため、みなし一般会計である特別会計については消費税の申告義務がない。

一方、みなし一般会計でない特別会計については、営利法人と同様に、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合や適格請求書発行事業者となっている場合等には消費税の申告を行う必要がある。これは、地方公営企業等に係る特別会計に限らず、2(1)イで述べた公営企業以外の特別会計についても同様である。

なお、自治体が事務の一部を共同処理するために設置する一部事務組合（自治法第284条第2項）は特別地方公共団体であり（自治法第1条の3第3項、第284条第1項）、普通地方公共団体と同じく一般会計と特別会計が設置されるが（自治法第292条、第209条）、これを組織する自治体の一部のみが行う共同処理事務を扱うこともできる一部事務組合（自治法第285条）（以下「複合的一部事務組合」という。）が当該処理事務等に関する特別の議決方法を定めた場合（自治法第287条の3第1項）、当該処理事務等に関する特別会計が2(1)アで述べた地公企法や地財法6条の適用を受ける事業等以外の事業に係るものであれば一般会計とみなされ（消費税法施行令第72条第2項）、申告義務がない。これは、複合的一部事務組合の特性から、構成自治体の一部が共同処理する事業は、一般の自治体が一般会計において処理する事業であっても特別会計で処理することになるため、消費税法上の取扱いに差が生じないようにするために設けられた規定である。

(3) 都住会計の申告義務

都住会計は都営住宅等の整備や管理運営を行うことを目的とする事業に係る特別会計であり、法で設置を義務付けられたものではなく事業の収支を明確にするため条例で設置したものである。そして、一般会計に対して資産の譲渡等を行っていないため、(2)で述べた「専らその特別会計を設ける自治体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」には該当せず、消費税法上、みなし一般会計とはならない。

また、課税売上高は、文書が既に廃棄されており額は確定できないものの、平成14年度時点で約7億8,000万円と推計されており、免税点を超えている。

これらから、都住会計は設置当初（平成16年度分）から継続して消費税の申告義務があったものと考えられる。

第2章 本件の事実関係

1 都住会計の設置に向けた検討

(1) 都住会計設置の背景

1990年代のバブル崩壊とその後の景気低迷が続く中、都は、大幅な税収減に伴って財政再建団体への転落が危ぶまれるほどの深刻な財政難に直面した。このため都は、平成12年12月、「都庁改革アクションプラン—都政改革ビジョンI—」(以下「アクションプラン」という。)を策定し、都政運営の効率化と都民サービスの向上に向けた取組を開始した。

このような厳しい財政状況の中、都営住宅事業についても一層効果的・効率的な財政運営を図りつつ施策を展開することが求められていたことから、このアクションプランでは「都営住宅事業の収支を明確にする仕組みを整備する」との方針が示された。

平成13年5月には、東京都住宅政策審議会答申「21世紀の豊かでいきいきとした東京居住を実現するための住宅政策の展開について—住宅政策のビッグバン—」において、重点的に展開すべき施策の方向性として「都営住宅など住宅困窮者施策を、より効果的・効率的に展開していく上では、施策における収支の明確化、経営的視点の強化等が可能となる特別会計などの仕組みの整備を図ることが必要」との提言が出された。

さらに平成14年1月に都が公表した「機能するバランスシート—都の住宅政策とバランスシートの役割—(平成13年度中間報告書)」において、「都営住宅事業のような巨額の資金投入を要する事業については、なしうる限り特別会計として独立管理することが有意義であるといえる。特別会計として分離させ、さらに継続的かつ制度的に機能するバランスシートを作成することが、事業部門レベルからの財政改革の一歩である」との考え方が示された。

(2) 都住会計設置に向けた検討の状況

ア 住宅局での検討

平成13年4月、住宅局は「(仮称)都営住宅事業特別会計」等検討委員会(以下「検討PT」という。)を設置するとともに、検討PT内にワーキンググループ(以下「検討WG」という。)を設置し、都営住宅事業の特別会計化に係る検討を開始した。検討PT及び検討WGの構成員並びに主な検討項目は次のとおりである。

■検討PT構成員

リーダー	総務部長
サブリーダー	管理部長
メンバー	建設部長、管理部管理制度改革担当部長、総務部住宅政策室長、総務部総務課長、建設部調整課長、建設部推進課長、管理部管理課長、管理部副参事（管理企画担当）
事務局	総務部経理課長

■検討WG構成員

リーダー	総務部経理課長
サブリーダー	管理部管理課長
メンバー	建設部調整課長、建設部推進課長、管理部副参事（管理企画担当）、建設部調整課経理担当係長、建設部推進課推進係長、管理部管理課管理係長、管理部管理課経理担当係長、管理部管理課経営改善担当係長、総務部経理課計理係長、総務部経理課計理担当係長
事務局	総務部経理課計理係

■主な検討項目

- ・都営住宅事業の特別会計化など収支の明確化について
- ・団地別収支計算の実施のあり方について
- ・上記に係る課題の検討について
- ・その他必要な事項

第1回の検討PTは平成13年4月に検討WGと合同で開催され、都営住宅事業の特別会計化に当たって今後検討が必要な項目についての議論や課題等の検討がなされた。

その後の検討作業は、翌年度に控えた特別会計設置に向けた予算要求作業の中で、検討WGの事務局である住宅局総務部経理課計理係が担い、条例等の規定整備、特別会計の対象となる事業の範囲確定、一般財源充当のルール確立、一般会計など他会計との繰入金・繰出金の関係整理、財産の所管換、事業体系

や予算科目の組替といった項目についての検討が進められた。

具体的には、市町村に所在する都営住宅等の固定資産税相当額を交付する都営住宅等所在市町村交付金など、一般会計において住宅局以外の局の予算に計上されていた都営住宅関係の予算や事業をどの範囲で都住会計に組み込むかといった点や、都住会計設置時の公債費残高・種別（建築費・用地費等）の把握及び今後の発行予測・償還見込を踏まえた公債費償還に対する一般財源充当の考え方の整理といった点などについて、実務的な検討がなされた。

このように、当時、特別会計化に当たっては都営住宅事業に係る既存の予算科目や財源を一般会計から特別会計に移行するための検討が中心で、特別会計化に伴って新たに発生する法的な義務や手続等があるかという観点からの検討を行う必要性が認識されなかつたことから、消費税の申告義務についてはその存在に気付くことなく、検討もされなかつた。

こうした消費税納税に対する認識の欠落は、以下のような都住会計の特徴が影響していると考えられる。すなわち、特別会計となった都住会計の事業内容は一般会計であった頃と同様である上、公営企業のようにその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てることを目的としておらず、純粋に都営住宅事業の収支の明確化を目的として一般会計から分離されたものであつて、一般会計からの財源充当が当然に予定されていた。このため、職員としては、形式的には特別会計として独立するもののその独立性が決して高いものではなく、一般財源の充当を前提として事業を実施するという言わば一般会計の延長線上として任意に設置された特別会計であつて、実質的には一般会計と同じであるという認識を強く有していた。こういったことから、消費税申告義務の発生といった一般会計とは異なる取扱いがあることに気付かなかつたものと認められる。こうした「気付かなかつた」事態が起こることを防ぐためには、そもそも国において消費税制度の導入が決定された段階で、都庁内で消費税への対応を十分に検討し、地方公営企業等の会計以外の特別会計にも原則として申告義務が発生することを把握した上で各局等に明確に周知し、かつ新たな特別会計が設置される都度改めて消費税への対応について注意喚起を行うべきであったが、都住会計の設置時にはなされなかつた。このような注意喚起があれば、都住会計の設置に当たって申告義務が発生するかどうかという観点から税理士等を交えた検討が行われた可能性はあったと考えられる。

なお、都住会計において消費税の課税取引に該当する歳入としては、本部が管理する合築施設（他自治体等が管理する施設を併設する住宅）について相手

方が負担する建設費等に係る受託事業収入や、当該相手方から受領する施設の維持費用に係る負担金などがある。第1章3(3)で述べたとおり、これらの歳入は平成14年度時点で約7億8,000万円と推計されており、免税点を超えていた。

イ 財務局の関与

住宅局総務部経理課計理係は、都住会計の設置に向けて、都住会計の事業体系や特別会計化後の一般財源の充当ルール、将来の建替需要に係る資金計上方法等の実務的な課題に関して財務局と相談しながら準備を進めていた。当時、中央卸売市場が所管する特別会計である「と場会計」は消費税の申告を行っており、財務局は組織としてはその事実を把握する立場にあった。しかし、同局主計部予算課内でと場会計を担当する者と都住会計を担当する者が別の職員であり、担当者間で情報が共有されなかった上、特別会計化したことによって消費税の申告義務が発生するとの知識が欠けていた。このため、都住会計について消費税申告義務が発生する可能性に気付くことはなく、住宅局にアドバイスすることができなかつた。

(小括) このように、都住会計は都営住宅事業の収支の明確化を目的として一般会計から分離された会計であり、事業内容も一般会計の頃と同様であったために、実質的には一般会計とほぼ同じとの認識が職員には強かった。加えて、消費税と特別会計設置との関係に関する知識が不足していた。これらのが、都住会計の設置に当たり消費税の申告義務について検討されなかつたことの主な理由であると考えられる。

2 都住会計設置後の状況

都住会計の設置後、都営住宅に設置した太陽光発電設備で発電された余剰電力の売電（一般会計、都住会計ともにあり）や、コインパーキング設置に係る未利用地貸付（都住会計のみ）（以下「コインパーキング事業」という。）といった事業が開始され、課税売上高が拡大していった。しかし、住宅局及び都市整備局の経理担当職員は、特別会計における消費税の扱いについて特段学ぶ機会もないまま配置され、過去に都住会計において消費税の申告・納付がなされてこなかつた事実を前提として、前任からの引継ぎや過年度の事務処理等を参照しながら実務を進めてきたため、都住会計における消費税の取扱いが局内で検討されることはなかつた。

住宅局、都市整備局、財務局及び会計管理局（出納長室）の各担当者は、各年度の予算・決算業務において他の特別会計との比較で消費税の未申告に気付く可能性はあったと考えられるが、特別会計が消費税の申告義務を有することを正しく理解していなかった上、特別会計間で共通する収支項目を比較・検討するという発想がなかったため、都住会計における消費税の申告義務について認識することはなかつた。

（小括）このように、消費税の申告・納付の必要性を職員の誰も認識しないまま都住会計の運営が開始された後の時期においては、過去の事務処理等を参照しながら実務を行う担当職員が消費税の申告義務の存在に気付くことはなかつた。

3 平成 28 年度税制改正前後における状況

前述のとおり、平成 28 年 3 月、令和 3 年 4 月 1 日からインボイス制度が導入されることとなり、平成 28 年 11 月には、導入時期が令和 5 年 10 月 1 日に変更された。税制改正以降、軽減税率制度やインボイス制度の導入に向け、制度のポイントをまとめた資料が国のホームページで公開されるとともに、相談窓口の設置や説明会の開催など、制度の周知を図る取組が進められていた。また、各種メディアで制度の内容が取り上げられるなど、消費税に対する関心が高まっていた。

平成 25 年度から 28 年度に部経理に在籍していた経営企画課職員 A（以下「職員 A」という。）は、時期は不明であるが、他自治体からの問合せを契機として、都住会計で消費税の申告が必要かどうか確認する必要性を認識するに至った。しかし、業務が多忙であり、また、申告漏れという重大な状況が長年見過ごされているということはないだろうという先入観を持っていたため、申告の必要性について特段の検討を行わなかつた。職員 A は自らが積極的に検討することはしなかつたものの、確認する必要性は課題として認識していたことから、「特別会計における消費税の税務処理について、都住会計で税務申告が必要かどうかを確認する」と記載した引継書を後任者（経営企画課職員 B（以下「職員 B」という。）（平成 29 年度～））に引き継いだ。なお、職員 A は、課題として認識するきっかけとなった他自治体からの問合せについて、どの自治体からどのような問合せがあったのか覚えていないと述べている。後任の職員 B も自らが対応していないため詳細は分からないと述べており、保存されている資料等からは該当する問合せを特定することができなかつたため、問合せの具体的な内容は不明である。

なお、職員が異動する際、職員の上司は引継内容を確認し、必要な措置を講じな

ければならないとされているが（東京都職員服務規程第13条第3項）、C都住部経営企画課長は職員Aが職員Bへ引き継いだ内容を確認しなかった。

職員Bも、都住会計で消費税の申告が必要かどうか確認する必要性を感じ、国税庁の資料などを調べてはいたと述べているものの、業務が多忙であり、また、職員Aと同様、会計設置時に整理されているだろうという先入観を持っていたため、検討を進めなかった。また、職員Bは「東京都職員の人事考課に関する規程」で定められている自己申告について課長と面談を行う中で、D都住部経営企画課長（平成29年度～）と後任のE都住部経営企画課長（以下「E課長」という。）（令和元年度～）に対し、都住会計で税務申告が必要かどうか確認する必要がある旨を報告したが、指示は受けなかったと述べている。なお、D都住部経営企画課長及びE課長は職員Bから報告を受けたことを覚えていないと述べている。

他方で職員Bは、インボイス制度に関する東京国税局作成の説明会資料を確認し、「自治体においても、（中略）一般会計又は特別会計ごとに「適格請求書発行事業者」の登録をする」、「特別会計は、国や自治体が特定の事業を行う場合等所要の条件を満たす場合に法律等で設置されるものであることから、特別会計ごとに法人番号とは重複しない一意の番号を付番することとしている」との記載があったことから、都住会計としてインボイス登録を行う必要があることを認識した。

また、これまで一般会計と同様であるとして申告を行っていなかったが、インボイス登録に伴い消費税の申告義務が発生すると理解した。この点、一般会計であればインボイス登録後も申告義務は発生しないため、都住会計を一般会計と同様と整理するのであれば、インボイス登録後も申告義務は発生しないと理解すべきである。しかし、当時は、免税事業者も登録に伴い課税事業者となることなどが国税庁の資料等で触れられていた半面、インボイス登録に伴う申告義務の有無について自治体の会計別に整理した資料等が総務省から共有される前であった。また、一般会計に申告義務がない理由や免税事業者との違いを正確に理解していなかったこともあって、都住会計もインボイス事業者として登録することで申告義務が発生すると軽信してしまったものと考えられる。

(小括) このように、この時期の部経理担当者は、他自治体からの照会を契機として、都住会計に係る消費税の申告義務の有無を確認する必要性を認識していたものの、一事業者として納税を果たすことの重要性に対する意識と、過去からの業務の進め方の根拠をしっかりと検証しようという姿勢が足りなかつたため、十分に検討を行わないまま、問題を先送りしてしまった。

4 都議会議員への対応を契機とした検討

令和元年11月25日、東京都議会の常任委員会の一つであり本部を所管する都市整備委員会の質疑に向け各種連絡調整を行っていたF住企部企画経理課長は、都議会議員から平成29年度及び30年度の決算書に記載されている都住会計の共益費等について説明を求められ、都住会計を所管する都住部に対応を依頼した。これを受けE課長が対応していたところ、都議会議員とのやり取りの中で都住会計における消費税の対応が話題に出た。

都議会議員との接触後、E課長は、職員Bに確認してこれまで都住会計で消費税を申告していない理由が未整理であることを認識した。都議会議員から質問される場合に備えて、都住会計に申告義務がないという前提でその理由を整理するに当たり、参考となる情報があるかについて、かつて他局の同じ部署に配属され、個人的に親しい間柄であった財務局主計部の担当課長に相談した。その後、担当課長から以下の内容が記載された資料（以下「令和元年度部経理保管メモ」という。）を受領した（担当課長は経緯等について覚えていないが、メモの内容をE課長に伝えたことは否定していない）。

- 地方公共団体において特別会計を設けて経理しなければならない事業は、以下のとおり
 - ① 水道事業、工業用水道事業…（地方財政法六、同施行令四六）
 - ② 地方公営企業法が当然に適用される地方公営事業（地方公営企業法二1、一七）
- 国税庁の資料によれば、一部事務組合に関する解説において、「法令に特別会計を設ける旨の規定がある場合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同様です」とあり、都においてはこのような特別会計の定義のもと、従来より対応していると考えられる。
- 仮に、都住会計において、消費税の申告を行う場合、特別会計全体の収支を勘案して計算する必要があるが、住宅の貸付は非課税とされていること等から、課税売上は極めて少ないものと想定され、消費税納付の対象とはならないものと推測される。

第1章3(2)で述べたとおり、一般会計に係る業務として行う事業とみなされ、消費税の申告義務がない特別会計は、消費税法第60条第1項ただし書及び同法施行令第72条第1項の規定により、特別会計を設けて行う事業のうち、専ら当該特別会計を設ける自治体の一般会計に対して資産の譲渡等を行うみなし一般会計に限ら

れ、都住会計は該当しない。しかし、上記資料では、一部事務組合の会計の区分に
関して解説している国税庁資料の記述（法令に特別会計を設ける旨の規定がある場
合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同
様である）を引用し、都においては、消費税法上、これと同じように特別会計の定
義を理解した上で、従来から対応していると考えられると整理されている。なお、
令和元年度当時の都住会計においては、コインパーキング事業や売電による課税売
上高だけでも免税点である 1,000 万円を優に超えていたにもかかわらず、「課税売
上は極めて少ないものと想定され、消費税納付の対象とはならないものと推測され
る」としており、文書作成者は課税売上高を把握していないことがうかがわれるた
め、本資料は、本部の職員が作成したものではないと考えられる。

この考え方について E 課長は、理路整然としていないとの感想を抱いたと述べて
いるが、都住会計には申告義務がないということを都議会議員へ説明するに当たり、
参考となる情報があるか相談して受領したものという認識であったため、妥当性を
検証することなく受け入れた。この時、この資料の考え方の妥当性を判断するため、
E 課長が自ら消費税法及び同法施行令を確認していれば、都住会計がみなし一般会
計に該当しないことを理解できたと思われる。また、インターネット上で自治体に
おける消費税の取扱いを検索すれば、国税庁のホームページで公開されているパン
フレット（「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」）を容易に見つけるこ
とができ、その中で明確に特別会計は申告義務があると記載されているため、都住
会計設置当初からの税務処理の誤りに気付くことができたと考えられる。加えて、
法律上明示されていないものの、解釈により申告義務がないと主張するのであれば、
国税庁や税理士等に確認すべきであったが、こういった確認も行わなかった。

12 月 6 日、E 課長は、令和元年度部経理保管メモが印刷された紙を職員 B に渡し
た。E 課長は、個人的につながりがある財務局主計部財政課（以下「財政課」とい
う。）の職員から受け取った資料であり、財政課の正式な見解ではない旨を、資料を
渡す際に職員 B に説明したと述べている。一方、職員 B は、個人的につながりがあ
る財政課職員から入手した資料であるとの説明は受けたが、個人的な見解とは聞い
ておらず、財政課の見解として受け止めたと述べている。

資料を読んだ職員 B は、消費税法や同法施行令、国税庁の資料等を吟味しないま
ま、これで都住会計において消費税の申告が不要である根拠が整理されたと認識し
た。これについて、職員 B は、「内容を見て腑に落ちた。財政課の担当が作成した資
料であるため、ある程度信用できるものだと思った」と述べている。そこで職員 B
は、資料の右上に「E 課長より（財政課の見解）」と赤字で付記し、P D F ファイル

にして部経理のフォルダに保存した。その約4か月後、異動することとなった職員Bは、後任の経営企画課職員G（以下「職員G」という。）（令和2年度～）に対し、「都住会計は法令で設置を義務づけられた特別会計でなく、事業の性質から一般会計と同様であるという整理のもと、現在、消費税の税務申告は行っていない」と引継書に記載して引き継ぎ、あわせて、職員Gに令和元年度部経理保管メモを渡した。これ以降、令和元年度部経理保管メモは、都住会計が消費税の申告が不要であるとの根拠として担当内に残されていった。しかし、職員Bは先のとおり、当該資料は財政課に正式に照会したものではなく、E課長が個人的につながりのある財政課職員から入手したものであると認識していた。当該資料には財政課が作成したことを示す表記はなく、また、資料の結論部分は「国税庁の資料によれば、（中略）都においてはこのような特別会計の定義のもと、従来より対応していると考えられる」とされており、断定的な表現ではない。こうしたことから、当該資料に財政課の見解と付記し、都住会計が申告不要であることの根拠として位置付けて後任者に引き継ぐのであれば、E課長に改めて資料の位置付けを確認するとともに、自ら関係法令や国税庁の資料等を吟味し、資料に記載されている考え方の妥当性を確認すべきであった。

また、インボイス対応について、職員Bは制度の導入はまだ先の話だと思い具体的な検討は行わないまま、後任の職員Gにインボイスの登録及び消費税の申告が必要となることを引き継いだ。一方、E課長は後任のH都住部経営企画課長に対し、本件に関する引継ぎは行っていない。また、東京都職員服務規程上、職員の上司は引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならないとされているが、E課長は職員Bから職員Gへの引継内容を確認しなかった。

（小括）このように、令和元年度における都議会議員への対応を契機として都住会計と消費税の関係に関する整理を行おうとしたことは、都住会計に消費税の申告義務はないとしてきた従来の対応の誤りに気付く機会となる可能性を有していた。しかし、E課長は、個人的に親しかった財務局主計部の担当課長に申告義務がないとする説明ができないか相談して入手した令和元年度部経理保管メモについて、都住会計とは関係のない一部事務組合に関する国税庁の説明を参照して都住会計に申告義務はないとの考え方を記載したものであったが、妥当性を検証することなく受け入れてしまった。さらに、正式に照会したものではなかったにもかかわらず、後に財政課の公式見解として部経理の担当職員に受け止められていったことで、消費税の未申告はこの後も続くことになった。

5 インボイス制度開始に向けた準備

後任の職員Gは事務分掌上明記されていないものの、実質的にインボイス対応の担当となり、他の部経理職員は関与せず一人で対応する状況にあった。

令和3年6月1日付けで総務省からインボイス制度に関する通知が発出され、財務局経由で各局等に共有された。この通知は、総務省から各自治体に対し、自治体においても事業者としての立場でインボイス制度への対応が必要となることから、制度を十分に理解し、準備を進めるよう依頼するものであった。同年6月21日には、自治体向けの説明会が開催されており、職員Gは説明会には出席していないものの、説明会で配布された資料を入手の上熟読し、必要な事項を検討するとともに、都住会計で申告・納付する場合の規模感を把握するため、コインパーキング事業の契約額に対する消費税額を調べるなど、インボイス登録に向けた情報収集を行っていた。令和3年度末には、総務省からの各自治体に対するインボイス制度への対応に係る準備状況に関する調査が、財務局を通じて各局等に送付され、職員Gは、令和4年4月、都住会計についてインボイスの申請要否を「検討中」と回答した。なお、総務省からの通知や調査は財務局から局計理を通じて部経理に送付されていたものの、局計理は部経理の検討内容の確認やインボイス対応に関する進行管理を主体的に行わなかった。また、令和4年度から経営企画課長となったI都住部経営企画課長（以下「I課長」という。）は対応を職員Gに任せており、職員Gの検討状況を把握していなかった。

その後、令和4年6月20日付けで総務省から自治体宛てに、インボイス制度への対応に向けた留意事項等に関する通知が発出され、財務局経由で各局等に共有された。この通知は、先の準備状況調査の結果、各自治体においてインボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われる回答が相当数見られたため発出されたものであり、「一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第6項により、課税売上げに対する消費税税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同額とみなすこととされているため、一般会計については消費税の申告義務がありません」、「特別会計については、現時点で課税事業者である特別会計と免税事業者である特別会計があります」、「現時点で免税事業者である特別会計については、インボイス制度に対応した場合、課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が発生します」といった留意事項が記載されている。また、当該通知には令和4年6月20日版インボイス対応Q&Aが添付されており、みなし一般会計について、「特別会計を設けて行う事業のうち、専ら当該特別会計を設け

る自治体の一般会計に対して資産の譲渡等を行うもの（いわゆる「みなし一般会計」）は、消費税法第60条第1項ただし書及び消費税法施行令第72条第1項の規定により、一般会計に係る業務として行う事業とみなすこととされている」（Q5のA）として、消費税法及び同法施行令上の位置付けが明記されているほか、「インボイス対応により、新たに消費税を納税する義務が発生することはあるですか」という質問（Q4）に対し、「現在、免税事業者となっている特別会計だけが、インボイス対応により、現在と課税関係が変わり、消費税の申告義務が新たに発生します」と明記されていた。職員Gもこの資料を見て必要な検討を行っている。

令和4年7月15日、職員GはI課長とJ都住部長に対し、令和5年度予算要求に関する住宅政策本部長（以下「本部長」という。）以下の枢要幹部との意見交換会に提出する事項案の説明を行った。その中で、「都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから、消費税法上は「一般会計」として整理し消費税の申告未実施【都財務局の見解】（国税庁への事前照会は行っていない）」と説明した上で、税務署へのインボイス登録に当たり「一般会計とみなされなかつた場合、消費税の申告義務が発生」（説明資料）と報告した。この時点から令和元年度部経理保管メモの考え方が、都住会計に消費税の申告義務がないことの根拠として明確に使用されることとなつた。この際、職員Gは、令和元年度部経理保管メモの考え方は国税庁へ照会して了解を得たものではないため、税務署への登録時に都住会計が一般会計とみなされない可能性があることを懸念していた。一般会計とみなされない場合、これまで都住会計で消費税を申告していなかつた根拠となる考え方が否定されることから、重大な問題提起であるが、資料を作成した職員Gは、過年度の申告の必要性が頭によぎり一択の不安があったものの、会計設置時から納税していないのだからまさか義務があったということはないだろうと思っていたと述べている。また、職員Gから説明を受けたJ都住部長とI課長は、本件について覚えていないと述べている。本来、J都住部長とI課長は職員Gに対して速やかに税務署へ確認するなど対応を指示すべきであったが、両者から指示はなく、都住会計設置時から申告する必要があったとの観点から議論されることもなかつた。上記報告内容を記載した資料はJ都住部長の了解を得て、局計理に提出されたが、意見交換会は来年度の主要施策に案件を絞り、その方向性等を議論する場であり、本件は内部事務的な事項であるとして、K住企部企画経理課長の判断により意見交換の対象外となつた。なお、職員Gから説明を受けた局計理の企画経理課職員L（以下「職員L」という。）は、申告義務の有無については、追って職員Gが税務署に確認するだろうと考え、その後の進捗を確認することはなかつた。

一方、令和4年6月20日版インボイス対応Q&Aの中で、「会計ごとに適格請求書発行事業者の登録申請が必要なのですか」との質問（Q5）への回答として、一般会計が登録を受ける場合、みなしひ一般会計は登録申請を行う必要はなく、一般会計の登録番号を記載したインボイスを交付することとなるとの記載があつたため、職員Gは、これまで一般会計として整理してきた都住会計は個別にインボイス登録を行う必要はなく、一般会計の登録番号を活用できるのではないかと考えた。そこで、職員Gは職員Lに相談して総務省に照会を行うこととし、令和元年度部経理保管メモに記載された考え方に基づき、以下のとおり、令和4年8月10日に財務局経由で総務省に対して照会した。

- 国税庁の資料「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（令和4年6月）」のP22において、「法令に特別会計を設ける旨の規定がある場合は格別、その他の場合は、一般会計であることは、普通地方公共団体の場合と同様です」と記載されている。
- 東京都の特別会計には、消費税法施行令第72条第2項1～4に該当しない特別会計が設置されており、その会計は一般会計の登録番号を記載したインボイスを交付すると考えるがいかがか。

これは、表面的には都住会計が用いるべき登録番号を照会するものではあるが、実質としては、法令によって設置が義務付けられていない特別会計を消費税法上一般会計として扱うとの考えが正しいか確認する意義を持つものであった。これに対し、総務省は、都が引用した国税庁資料の記載及び法令は一部事務組合に適用される規定であつて、都の会計には適用されないと回答し、この回答は、8月23日に財務局から本部に共有された。これは、令和元年度部経理保管メモの考え方方が誤っていることを明確に示したものである。このため、この回答に接した者は、都住会計設置当初から申告義務があると認識すべきであった。しかし、職員Lは、総務省の回答により都住会計を一般会計と同様とみなす根拠が否定されたことを認識したものの、あくまで一部事務組合の規定の適用が否定されたにすぎず、別の根拠を整理すれば一般会計とみなせるのではないかと考え、職員Gに対し、別の観点からの照会をかけるなど今後の対応についての検討が必要になるとメールに記載して、総務省からの回答を送付するとともに対応を促した。職員Gは、都住会計として個別にインボイスの登録番号を取得する必要性は理解したものの、申告義務についてはインボイス制度開始後に発生するとの認識が変わることはなかつたと述べる一方、職員Lの指摘を踏まえた検討や総務省、税務署等に対する照会等を行わなかつた。また、本件について、総務省照会時及び回答受領時のいずれの段階においても、職

員GはI課長に報告しなかった。その理由について職員Gは、総務省の回答は都住会計として個別にインボイスの登録番号を取得する必要性があることを示すものにすぎず、重要な内容として受け止めていなかったためと述べているが、職員Lからの指摘のとおり、消費税法上一般会計とするこれまでの考え方が否定されたことは明らかである。

このように、総務省から都住会計は申告義務がないとする根拠を明確に否定されたにもかかわらず、職員Gは、これまでの対応に間違はないはずだとの思いを持ち続け、総務省の回答を吟味せず、職員Lからの指摘も放置していた。これは、一事業者として果たすべき納税義務の重要性に対する意識が低く、過去の業務の進め方が本当に正しいのかということについて十分な検討を行おうとする意思を持てなかつたことが要因であると考えられる。

一方で、本部内では、従来から、都住会計は都住部が進行管理するものとの意識があったため、職員Lも本件に関しては自らの意見を述べたことで自らの役割を果たしたとして、その後の進捗を確認していなかった。

なお、令和4年6月20日版インボイス対応Q&Aについては、8月17日版に更新され、「特別会計がみなし一般会計に該当するか否か、どのように判断すればよいですか」との質問（Q19）が追加されて、みなし一般会計は、消費税法施行令第72条第1項で「専ら当該特別会計を設ける国又は自治体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」と規定されているとの回答が明記された。また、「現在免税事業者である特別会計がインボイス発行事業者登録を行う場合、消費税の申告義務はいつから生じますか」との質問（Q24）も追加されており、その回答として、令和5年10月1日までに登録の通知を受けている自治体の特別会計は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間分から申告義務が生じることなどが記載され、特別会計に関する記載の充実が図られた。インボイス対応Q&Aは、この後も多数回にわたって更新され、その都度、改訂部分を赤字で強調して各自治体に周知された。

令和4年9月14日付で、総務省から、再度各自治体に対するインボイス制度への対応に係る準備状況に関する調査が行われ、職員Gは、都住会計はインボイス申請を行うものとし、駐車場区画の貸付について対応が必要と考えていると回答した。

令和5年1月31日、職員Gはインボイス登録の申請を新宿税務署に対して行った。申請に当たり、職員Gは電子決裁を回付し、局計理に協議の上、I課長が決定した。また、都住会計における消費税の確定申告について、職員GはM企画経理課担当者に対し、一般会計と同様の扱いであると説明した。登録申請に当たり、職員

Lは、8月の総務省回答を受けた検討が行われたか確認せず、職員Gも検討していないことを説明しなかった。なお、総務省により、都住会計を一般会計として扱うという従来の考え方が否定されたことについて、これ以降、局計理内では引き継がれなかつた。

令和5年2月3日付で総務省から各自治体宛てに、消費税に関する電子情報処理組織（e-Tax）による申告の特例に関する通知が発出された。この中で、一般会計は当該届出書の提出が不要とされていたため、M企画経理課担当者は3月13日に当該通知を職員Gに共有した際、「先日ご教示いただいたとおり、都住会計における消費税の確定申告は一般会計と同様の扱いとされているとのことなので恐らく対応不要だと思うが念のため確認してほしい」と伝えた。同年4月に局計理の担当者が異動となった後の同月19日、職員Gは後任の局計理担当者に対し、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を提出する方向で対応する旨メールしているが、なぜ一般会計と同様の扱いであると整理していたにもかかわらず届出書を提出することにしたのかについて説明することではなく、局計理担当者も改めて職員Gに確認することはなかつた。

令和5年4月27日、職員Gは「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を新宿税務署に提出した。届出に当たり、職員Gは電子決裁を回付し、局計理に協議の上、I課長が決定した。前述のとおり、一般会計であれば届出は不要であるが、職員Gは、当時、都住会計は一般会計とみなすとしつつ、インボイス登録に伴い申告義務が発生する（本来、一般会計であれば申告義務はない）という矛盾した認識のもとで作業を進めてしまったと述べている。

（小括）このように、インボイス制度開始に向けた準備の過程においては、総務省からの多数回にわたる通知や、都住会計に申告義務無しとしてきた考え方を明確に否定する総務省からの回答など、消費税の申告を行っていなかつたことが誤りであつたことに気付く機会が何度もあったが、直接の担当者であった部経理の職員Gやこれらの情報を把握していた局計理の職員Lは、双方ともにこれまでの対応に間違いはないはずだとの思いを持ち続けたため、未申告状態は放置されたままとなつた。また、J都住部長とI課長は、国税当局から都住会計が一般会計扱いとはみなされず申告義務ありとされる可能性があることを職員Gから説明されたにもかかわらず、税務署への確認等を指示することなく、その後の進捗管理も行わなかつた。このときに、この問題を局計理がしっかりと自分事として捉えていれば、N本部長まで報告されていた可能性も否定できない。こうした一連の対応には、過去からの業

務の進め方は正しいに違いないという希望的観測や一事業者として果たすべき納税義務の重要性に対する意識の低さから、過去の業務の進め方の妥当性について十分な検討を行おうとする意思を持てなかつたことが要因としてあったと考えられる。

6 インボイス制度開始後の対応

令和5年度分の消費税については、令和6年度に申告・納付するため、令和6年度予算で対応する必要があった。都住部から局計理に提出された予算要求資料には、課題として「都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから、消費税法上は「一般会計」として整理し消費税の申告未実施【都財務局の見解】(国税庁への事前照会は行っていない)」、「登録を行つたことに伴い、確定申告の義務が発生」との記載がある。しかし、これまで申告を行つてこなかつたことについて国税庁の見解はどうなのか、一般会計とみなす一方でなぜインボイス登録に伴い申告する必要があるのかといったことについて、局計理も含めて議論はされないまま、予算措置がなされた。

職員Gは、令和6年度に異動となり、令和5年度分の申告・納付について以下のとおり整理し、後任の経営企画課職員O（以下「職員O」という。）（令和6年度～）に引き継いだ。

- 登録に伴い都住会計では、令和5年度決算から確定申告を行う必要が生じた（一般会計は申告の義務無し）。
- 納付期限は、9月30日（課税期間終了後6か月以内での申告が必要）

また、職員Gは、確定申告に向け、令和5年度決算確定後速やかに専門家と委託契約を締結する必要がある旨を職員Oに引き継いだ。一方、公営企業局では、申告を行う前年度から専門家と契約を締結し、個々の取引内容ごとの課税区分等の調査、分析を行うなど確定申告に向けた対応を進めている。都住会計は会計設置以来、初めての申告になることから、公営企業局に比べてより一層計画的に準備を進める必要があり、本来であれば令和5年度中には専門家と委託契約を締結した上で、課税取引に該当するものとしないものなどを整理しておく必要があったが、職員Gは公営企業局の状況を把握するなどの準備を行わなかつた。また、東京都職員服務規程上、職員の上司は引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならないとされているが、I課長は職員Gから職員Oへの引継内容を確認していなかつたため、申告に当たり専門家と委託契約を締結する必要があることすら把握していなかつた。

後任の職員Oは、前年度に未着手だった専門家との契約に向け、これまで経験が

ない中で悪戦苦闘しながら公営企業局の事例を収集するなど準備を進めていたが、令和5年度分の消費税申告・納付の作業を進めるに当たり、前年度からの準備もない中で対応に苦慮しているとI課長に相談した。I課長は職員Gから職員Oへの引継内容を把握していなかったため、職員Oからの相談により初めて状況を認識するとともに、職員Oが都営住宅の建設に関する財務には詳しいものの住宅管理関連の財務には疎かったことなどを考慮して、課内での体制を一部見直し、職員Oの業務を一部軽減させるなど消費税関係業務の履行に関して一定の配慮を行った。その後、申告に向けた委託契約の入札前に実施された事業者との質問・回答のやり取りの中で、「前期（対象期間令和4年度）以前は免税事業者であり、令和5年10月1日の適格請求書発行事業者登録を機に課税事業者になったということでしょうか」との事業者からの質問に対し、職員Oは「令和5年10月1日の適格請求書発行事業者登録を機に課税事業者となりました」と回答した。入札の結果、令和6年6月21日、税理士法人とのアドバイザリー等業務委託契約を締結した。

令和6年7月11日、職員Oは税理士法人からの依頼に基づき都住会計の税込売上高が分かる資料を同社担当者に送付したところ、7月17日に同社担当者から職員O宛てに以下のとおり連絡がきた。

- 課税取引のうち、駐車場の令和3年度の税込売上高が1,000万円を上回っているため、都住会計においては令和5年10月1日からではなく同年4月1日から消費税の納税義務者になるものと想料する（今回の消費税申告においては、事業年度を通しての課税売上や課税仕入れを集計する必要あり）。
- 令和4年度以前の消費税の納税義務についても確認する必要があるかと思うので、令和2年度以前の駐車場収入が分かる資料を提供してほしい（1,000万円以下になる場合でも、売電収入も併せて判定を行う必要があるので、売電収入が分かる資料も併せて提供してほしい）。

このメールにおいて、令和5年度分の基準年度である令和3年度の売上高を確認した結果、都住会計は免税事業者ではなく課税事業者と判断されることから、令和5年4月1日から納税が必要になることを税理士法人から指摘されており、入札前に職員Oが事業者へ回答した「令和5年10月1日の適格請求書発行事業者登録を機に課税事業者となった」という認識が否定されている。納付税額が10月1日から翌年3月31日までの半年分なのか4月1日からの1年分なのかでその額は大きく異なるため、当然に局計理に速報する必要があった。しかし、職員Oは、令和5年4月1日から納税が必要になることやその理由について、その後の納付に関する起案を協議した際も含め局計理に一度も説明しなかった。局計理でその変更理由を把

握できていたならば、登録前である令和5年度前半から申告義務があったことを受けて、過年度分の申告義務の存在に自ら気付くことができた可能性がある。職員Oに関していえば、令和4年度以前の納税義務を確認するための資料を求められ、当該資料を提出していることから、この段階で過年度分についても申告する必要がある可能性が高いことに気付いていたと考えられる。なお、このメールでの指摘について、職員OはI課長に報告していない。

令和6年8月22日、職員Oは税理士法人の担当者と打合せを行い、過年度分について納税義務がある場合、消費税の時効は5年間であるが、悪質なケースでは7年間に延びるなどと説明を受け、令和5年度分だけではなく、少なくとも平成30年度から令和4年度までの分についても納付しなければならない可能性が極めて高いことを認識したと考えられる。この打合せ結果についても、先のメール同様、職員OはI課長に報告しなかった。これは、I課長との間の定例的なミーティングなど業務の進捗状況を報告する機会がなく、I課長と職員Oは日常的なコミュニケーションが不足しており、業務の状況を頻繁に報告・相談する関係性になかったことが要因であると考えられる。

令和6年9月19日、職員Oが税理士法人担当者から提出された消費税確定申告に係る資料等（委託契約の成果物）を確認したところ、ここに含まれる資料は令和5年度分に関するものだけであった。そこで、翌日の9月20日、職員Oは、「令和4年度以前の資料を提出したが、今回の委託仕様書が令和5年度分を対象とした業務となっているため報告に含まれないと認識でよいか」、「課税対象になり得る1,000万円以上の収入があったものについては、令和5年10月1日にインボイス登録をしたとしても、過去に遡って申告の必要があるとの理解でよいか」と税理士法人担当者にメールで質問した。このメールは、I課長にも同報・共有された。

同日、職員Oからの質問に対し、税理士法人担当者から職員O宛てに以下のとおりメールで回答された。

- 令和5年度分のみが受託範囲となっているため、令和5年度分のみの数値を報告しており、過年度分の申告書において申告すべき数値については提出した資料に含まれていない。
- 原則としてその事業年度の前々期の課税売上高が1,000万円を超える場合に消費税の申告が必要となる。
- 令和5年度については、令和3年度における課税売上高が1,000万円を超えるため、インボイス登録の有無にかかわらず、消費税申告を行う必要がある。

- 都から提供された過年度の歳入資料によれば、令和4年度以前も当該特別会計においては納税義務があったものと推測される。過年度の申告については、税務署と相談の上対応いただく必要があると思われる。

本メールを受け、職員OはI課長に税理士法人からの指摘内容について報告したが、I課長は過去の経理担当者が整理してきているのだから間違っているはずがないという認識の下、自ら税理士法人に聞き取りを行うなどのサポートもせず、令和5年度分の納付を確実に行い、過年度分については国税局からの指摘があればその後に対応すればよいと指示した。しかし、「過年度も納税義務があったと推測される」という表現ではあるものの、免税点を超える課税売上高があったことは明白であるため、過年度分の納税義務があると指摘されたも同然であるから、これを重く受け止め、速やかに税務署等への確認を進めるとともに、上司であるP都住部長や局計理等に報告すべきであったが、そのような対応をしなかった。また、この時点では、インボイス登録前から申告義務があるとの前提で令和5年度前半分についても申告を行う準備が進んでおり、既に過去の考え方を自ら否定しているのだから、過年度分に対応する必要性は一段と高い。しかし、I課長は、過去の取扱いが間違っているはずがないという思いのもと、本件を優先して対応すべき課題として認識せず、また、他の職員が非常に多忙であったことから、更なる業務分担の見直しは行わず、税務当局からの指摘を待つこととし、過年度分の申告をしなかった。一方、職員Oについては、I課長から前述のとおり指示を受けた後、税理士法人からの指摘を放置し、過年度分の申告に関して対応をしなかった。なお、職員Oの後任の経営企画課職員Q（以下「職員Q」という。）（令和7年度～）は、9月20日に税理士法人担当者から職員O宛てに送付された上記のメールの存在を当初は認識しておらず、本件調査の過程で令和7年10月28日に発見した。

その後、令和5年度分の消費税については、納付期限である9月30日までに納付を完了した。なお、令和5年度分の納付に当たっては、歳出予算の目間・節間流用が必要であったが、職員Oは、納付期限である9月30日間近の9月19日に局計理へ相談した。予算の流用は財務局への協議が必要となることから、本来であれば事前調整を進めておくべきであったが、対応が後手に回っていた。

この間の職員Oの申告・納付に向けた対応を見ると、前年度から特段の準備がなく、当該業務に関する知識や経験もない中、税理士法人とのやり取りも一人で担い、悪戦苦闘しながら作業を進めていた。また、他の業務の負担や私的事情などが重なったことで職員Oは体調を崩してしまった。事務分掌上は確定申告業務の主担当を職員Oとし、他の部経理担当の職員2名を副担当としていたが、副担当は自らが主

担当となっている業務に手一杯であり、職員Oが副担当に相談することを躊躇する状況にあった。そのため、税理士法人とのメールのやり取りの宛先に副担当を入れておらず、税理士法人との打合せに同席させていないなど、事務分掌上の副担当制は形骸化していた。また、税理士法人とのやり取りについて、納税額の算出等に係る質問への回答に当たり、職員Oは各担当者へ対応を依頼しているが、担当者は該当質問のみの断片的な情報しか提供されておらず、税理士法人がどのような趣旨で質問しているのか、詳細を理解できない状況にあった。

こうした状況の下で作業を進めた結果、令和5年度分の納付について、コインパーキング事業に関する税務処理に誤りがあり、修正申告が必要となった。当該事業は都営住宅駐車場の空き区画を事業者に貸与し、事業者がコインパーキング用の設備の設置を行うものであり、都住会計では地所賃貸料として収入に計上している。このように更地ではなく仕切り線等を整備した駐車場の空き区画を貸し付けている場合、消費税法上課税取引とされる「駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合」に該当するが、令和6年度に誤って非課税取引として整理していた。その原因は、税理士法人とやり取りを行う中で、「地所賃貸料に区分されている金額は、土地の貸付け（貸付期間が1月末満のもの及び駐車場等の施設の利用に伴って土地が使用されるものを除く）に係る対価の額として收受したものとの理解でよいか」との税理士法人の質問を受けて、職員Oがどのような土地の貸付けが課税取引に当たるのかなどの詳細を聞き取らず、質問文だけを担当者に伝えて質問への対応を依頼したことにあると考えられる。このため、コインパーキングとして必要な機器類の設置などの整備は事業者が行っているとの認識から、「駐車場等の施設の利用に伴って土地が使用されるものに該当するような土地貸付けはしていない」と回答してしまった。前述のとおり、前任の職員Gは総務省の調査に対し、インボイス登録に伴い対応が必要と考えている取引として「駐車場区画の貸付」と回答し、加えて、コインパーキング事業を課税取引として記載した資料を作成している。こうした情報が職員Oに引き継がれていれば、適切に処理できていたものと思われる。

令和6年9月に令和5年度分に関する申告・納付を行った後、同年12月10日に税理士法人から職員O宛てにメールで連絡があり、職員Oはそこで初めて令和6年度分の第1回目中間申告に係る納付を令和7年1月6日までに行わなければならぬことを知った。納付期限まで期間がない中、再び歳出予算の目間・節間流用に当たり財務局への協議が必要となるなど、対応に追われることとなった。また、過年度分の申告に関しては、国税局からの確認が来ていないかI課長が職員Oに何度も尋ねる程度で特段対応することなく、I課長と職員Oは令和7年4月1日付けで

他部署に異動となった。過年度申告の必要性について、職員Oは後任の職員Qに引き継ぎを行わず、I課長も後任のR都住部経営企画課長（以下「R課長」という。）に一切引き継がなかった。

（小括）このように、過年度分の申告・納税義務がある蓋然性が高い旨税理士法人から指摘されたにもかかわらず、I課長は、前例踏襲の考え方と、問題があれば国税局から連絡が来るはずという、一事業者として果たすべき納税義務に対する意識の低さに起因する受け身の姿勢から、P都住部長に対し報告・相談を行わず、結果としてS本部長以下の枢要幹部に共有されることはなかった。また、過年度申告に向けた、職員Oをサポートするための課内での業務分担の見直しや他の課等への応援要請なども行わなかった。この結果、平成30年度分の時効を完成させてしまった。

7 東京国税局からの指摘後の対応

（1）東京国税局の指摘に対する本部の初動対応（納税義務の確認）

令和7年5月12日午前、東京国税局から部経理に対し、「初めて消費税の申告をしたと思うが、それ以前はどうしていたのか知りたい。折り返してほしい。」との問合せの電話があった。職員Qは、電話対応した職員からこのことを聞き、R課長にすぐに報告した。R課長は、事実確認をした上で東京国税局に折り返し電話をするよう、職員Qに指示した。

職員Qは、職員Oからの引継ぎの際、過年度分の消費税の納税についての話を聞いていなかったため、東京国税局が照会してきた理由が分からず、前任者である職員Oにその意図に心当たりがないか確認したところ、「令和5年収入から申告したけど、それ以前の年度が申告対象になることかもしれない。昨年、税理士法人とその話があったが、申告するには前回委託とは別に過年度の申告書作成委託、遡及した納付額が必要になる。理解できるものではないが税務申告の仕切りだとそうなるらしい。話が来たら別途協議かなと思っていた。」と返事があった。この後、職員Qは、職員Oからの引継用フォルダにあった令和元年度部経理保管メモを発見した。職員Qは、当該メモを読み、「会計設立時の整理として、都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから、消費税法上は一般会計として整理されてきた」と理解した。職員Qは、当該メモを発見したことをR課長に報告した。

令和7年5月13日午前、職員Qは、東京国税局に架電し、前任の回答と当該メモから理解した内容をもとに、「インボイス制度への対応に伴い納税義務が発生

したという認識のため、令和5年度分から申告・納付した。それ以前は、都住会計は法令により設置された特別会計ではないことから消費税法上は一般会計として整理し消費税の申告はしていない。」と説明した。しかし、東京国税局の担当者は、「平成31年度分以降の消費税申告が必要と考えている。インボイス制度への対応に伴って納税義務が生じたという整理であれば、なぜ令和5年10月1日からではなく令和5年4月1日からの分で申告・納付したのか。」と質問し、職員Qは「会計事務所に確認し、事業年度1年分を納税するのが適切と聞いたため」と答えた。

職員Qからの報告を受けたR課長は、局計理に一報を入れることを指示した上で、東京国税局から連絡があったということは、納税義務を果たしていないことはほぼ確実であるとして、至急、幹部に話を上げるよう指示した。また、職員Qは、職員Oに、なぜ令和5年10月1日からではなく令和5年4月1日からの分で申告・納付したのか質問した。

職員QとR課長は、T都住部長に対して、都住会計は、インボイス制度の開始に伴い令和5年度分から消費税を申告・納付し、それ以前は法令により設置された特別会計ではないことから消費税法上は一般会計として整理し消費税の申告をしてこなかったが、本日、東京国税局から過年度分も納税する必要があるのではないかと問合せがあったと報告した。

13日夕方、職員Qは、職員Oから、令和6年7月17日付けの税理士法人からのメール文を受領し、「この辺のメールのやり取りがあやしい」と説明を受けた。上記メールを見た職員Qは、昨年度、職員Oが税理士法人から令和4年度以前の申告義務について確認が必要であるとの指摘を受けていたことを知った。職員Qは、すぐにR課長に職員Oからの返信内容を報告し、R課長と職員Qは、同日中にこのことをT都住部長にも報告した。

T都住部長及びR課長は、U住宅政策本部次長（以下「U次長」という。）に対して、東京国税局から連絡があったこと、及び過年度分について申告が必要と思われるなどを報告し、5月13日のうちにV住企部長にも情報が共有された。

さらに、職員Qは、上記メールに記載があった税理士法人に電話して、税理士法人から「昨年度、職員Oに対しても過年度分の納税義務があるので対応が必要であると伝えたこと」、「都住会計は過年度分も申告納付義務があると税理士法人では認識していること」を聞き取った。加えて、部経理のフォルダの中から令和4年8月の総務省回答文書を発見した。そして、この時点で、都住会計については過年度分の納付義務がある可能性が極めて高いこと、令和元年度部経理保管メ

その考え方を否定されていることを認識した。

令和7年5月14日、職員Qは、R課長に対し、令和4年8月の総務省回答文書を見せ、令和元年度部経理保管メモの見解は破綻していることを説明した。R課長と職員Qから報告を受けたT都住部長は、総務省の見解によって「過年度から納めなくてはならなかつたことになぜ気付かなかつたのか」と発言し、情報を集めて幹部に報告するよう指示した。

令和7年5月15日、T都住部長、R課長及び職員Qは、U次長に対して、東京国税局からの問合せ内容、都住会計設置時以降の消費税の取扱い、及び税理士法人から都住会計は過年度分も申告・納付義務があると当該税理士法人は認識していると口頭で聞いたことを報告した。U次長は、都住会計設立時点まで遡れるだけ遡り未申告であった経緯等を洗い出すとともに、W本部長に早く報告するよう指示した。

このU次長への報告終了後、U次長、T都住部長及びR課長は、令和6年度のときに対応できていなかつたことについて、「処分の話につながるかもしれない」、「コンプライアンス関係になるのではないか」という話をした。

令和7年5月15日、T都住部長、R課長及び職員Qは、W本部長、U次長及びV住企部長に対して、東京国税局からの問合せ内容、都住会計設置時以降の消費税の取扱い、及び税理士法人から都住会計は過年度分も申告・納付義務があると当該税理士法人は認識していると口頭で聞いたことを報告した。そして、納税義務がある可能性が高いため、平成31年度から令和4年度分までの申告業務に着手する方向で進める方針を報告した。W本部長は、過去分を納税しなくてはならない根拠をよく調べておくよう指示し、都住部が示した今後の事務の進め方を了承した。

東京国税局との電話があった令和7年5月13日から1週間以内に、R課長は、I課長から、「昨年度、職員Oは税理士法人から、過年度分について納める必要があるかもしれないと言われていたが、職員Oがインボイスの処理が大変だったので対応ができなく、結局、過年度をどうするかについて対応できなかつた」と聞いた。R課長は、I課長から聞いた内容を、数日以内にT都住部長及びU次長に報告した。

令和7年5月29日、T都住部長、R課長及び職員Qは、W本部長、U次長、X企画担当部長及びY住企部企画経理課長に対して、総務局総務部文書課（以下「文書課」という。）への照会結果及び税理士法人への電話照会の結果を踏まえると、平成14年度以降、消費税の申告納付義務があることを否定できない状況である、

と報告した。また文書課からは、都住会計の特殊性により申告義務を否定することができるのではないかとの本部の考えについては、専門家に確認すべきと言われていること、他方、税理士法人からは委託契約締結後であれば、「都住会計は納税義務があることの見解を示すことが可能」と言われていることを説明した。そして、今後、税理士法人と契約を締結し、都住会計における申告納税義務を確定させるための見解をもらった上で、平成31年度から令和4年度分までの申告・納付を平成31年度分の時効期限である9月30日までに実施する方向で進めてよい旨を諮詢したところ、W本部長は、この方針を了承し、至急、税理士法人の見解をもらい申告・納付するよう指示した。

上記報告後、職員Qは、東京国税局に架電し、税理士法人から申告義務を確定させるための見解を得た上で、令和7年9月30日までに申告・納付を実施する旨を回答した。

令和7年6月23日、都住部は、昨年度も業務委託を受注し、都住会計における取引内容を把握しており、専門性の高い業務内容に迅速に対応することが可能であることから、昨年度に契約した税理士法人と消費税確定申告に係るアドバイザリー等業務委託契約を締結した。

都住会計の「消費税の納税義務の有無」について6月中に連絡がほしいとの本部の依頼に応え、6月27日、税理士法人から本部宛てに、正式な回答ではないとしつつも、「都住会計の特殊性は、消費税の申告義務を否定する根拠とはならないものと考える」旨の回答があった。なお、税理士法人からは、7月14日付け報告書により、都住会計は「消費税の納税義務を有する特別会計に該当するものと考えられる。」との正式回答があり、本部は7月18日に受領した。

(2) 庁内への説明に関する本部の対応

R課長と職員Qは、令和7年7月1日にT都住部長に、3日にはU次長に、6月27日の税理士法人からの回答内容を報告し、税理士法人の見解によれば申告義務を否定できない状況であるため、平成31年度から令和4年度分までの消費税を9月30日までに申告・納付するための今後のスケジュール案について諮詢了承を得た。

U次長から指示を受け、R課長及び職員Qは、副知事への説明資料案を作成したが、資料案には、令和6年度に税理士法人から過年度分の申告義務に係る指摘があったことについては記載しなかった。

令和7年7月4日、T都住部長及びU次長は、それぞれ、上記副知事への説明

資料案を了承した。U次長は、W本部長に報告するよう指示した。

令和7年7月7日、T都住部長、R課長及び職員Qは、W本部長、U次長、V住企部長、X企画担当部長、Z総務課長及びY住企部企画経理課長に対し、U次長の了解を得た上記スケジュール案と副知事への説明資料案を説明した。この場では、誰の発言かは不明ではあるが、早く副知事や知事に上げていく必要がある、延滞税・無申告加算税が損害賠償に該当して議決案件とならないか、プレス発表をどのようにするのかなどの意見が出た。W本部長は、納付に当たり議決が必要となるかどうか確認するよう指示し、スケジュール案と副知事への説明資料案の是非について結論を保留した。

なお、同日の説明に当たり、職員Qが、令和6年7月17日に税理士法人から職員Oが受領したメール文をモニターに投影した。この際、R課長が、過年度分を納めていないことについて税理士法人から確認した方がよいとの指摘を職員Oが受け、昨年度中にI課長にもその話が伝えられていたことを説明した。幹部への説明の場で、都住部が令和6年度の税理士法人からの指摘を明確に説明したのはこの時が初めてであり、W本部長とV住企部長はこの場で把握することとなった。しかし、W本部長は、「あくまでも、担当職員と課長の間のやり取りがあったという事実で、組織としてはその課題を認識していなかったと理解をした。」「組織の問題として、その時点で把握していなかったということなので。職員の話になってしまふというのもあった。」「そこをことさら本部として追及しようとか思わなかつたし、知事に報告しなければいけないことだという認識を持てなかつた。」と述べ、当該事実を知事や副知事に報告すべきとの考えには至らなかつた。また、U次長は、令和6年度に税理士法人から指摘があったかと「聞かれれば答えるくらいの話ではあったが、本部から積極的に言うべきとはなつていなかつた」、「これはある程度、本部の中では共通の認識だったとは思う」、「最終的な振り返りとして原因究明なりはしなくてはいけないとは思つてはいたが、その時点では当座の対応の方に力点を置いていたと私も含めて考えていたと思う。」と、V住企部長は、事前に税理士法人から聞いていたという話は「優先順位が後だった」と、T都住部長は「気付きポイントが一つだけではないと思っていたので、税理士法人の指摘の件一つだけではなかつた。」「気になつていなかつたわけではなく、過去を掘り下げて調べるのは、第三者がやるのだろうと想定していた。」と、R課長は「平成14年からというのと、令和6年に何もしなかつたという二つがあつて、どちらかと言うと、平成14年から何もしなかつたという方が大きい中で、令和6年のところを特出して副知事に入れるという感じにはなつていなかつた。ちなみに分

かっていたそうですくらいいの、付隨的なものくらいであった。」、幹部への説明の際に令和6年7月17日付けの税理士法人からのメール文を手元に残る紙資料ではなくモニターに投影した理由は、「特定の個人が判明しないようにと配慮していた。」とそれぞれ述べている。さらに、U次長、T都住部長及びR課長には「处分の話につながるかもしれない」、「コンプライアンス関係になるのではないか」という認識があった。このように、本部の幹部の間では、令和6年度の出来事が明らかになることで特定の個人の懲戒処分につながる可能性が想定されており、過去の経緯を調べることは総務局が所管するコンプライアンスに関わるものであると考え、積極的には知事及び副知事に報告しない方針が共通認識となっていた。そして、W本部長以下、本部の枢要幹部及び都住部の管理職に、令和6年度の指摘の件を知事や副知事に報告する必要があると考える者は誰もいなかつた。

令和7年7月22日から24日の間に、T都住部長、R課長及び職員Qは、U次長及びV住企部長に対して、消費税の延滞税について議決は不要であることを報告するとともに、副知事への説明資料案について、U次長及びV住企部長の了承を得た。7月24日、W本部長は、上記副知事への説明資料案を了承した。

この間、令和4年8月の総務省回答について、当初の説明資料案では「インボイス制度開始に伴い、総務省から「都住会計はみなし一般会計には当たらない」との見解が示された」とされていたものが、「インボイス制度開始に伴い申告義務が発生するか、総務省に確認したところ、申告義務がある旨の見解が示された」との記載に変わっている。これについて、R課長及び職員Qは、説明の場で出た関係者の発言を受けて、分かりやすい表現に直していくと述べている。

令和7年8月6日、V住企部長、T都住部長、Y住企部企画経理課長、R課長及び職員Qは、副知事に対して、7月24日にW本部長が了承した資料を用いて、東京国税局からの問合せと税理士法人の見解により過年度分の納税義務が判明したため、9月30日までに申告・納付する旨の報告を行った。副知事からは、都住会計設立時に消費税の申告について整理していなかったのか、なぜ気付かなかつたのか、昨年の申告時に疑問を持たなかつたのか、との質問があり、R課長は「一般会計とみなされるとの誤認があつたと推察される。」と、T都住部長は「誤認していた」と答えた。本部の枢要幹部及び都住部の管理職には、令和6年度の指摘の件を知事や副知事に報告する必要があると考える者がいなかつたため、副知事からの質問に対し上記のような回答を行つた。副知事は、令和6年度に申告義務があるとの指摘を受けたことを知らされず、その疑いを持つ前提も欠いたまま、過年度分の申告・納付をすることについて了承し、速やかに知事に報告するよう

指示した。

これを受けて、都住部は、東京国税局からの問合せと税理士法人の見解により過年度分の納税義務が判明したため、9月末までに申告・納付するとした知事への報告資料案を作成したが、これ以降も令和6年度における税理士法人からの過年度分の申告義務に係る指摘については記載しなかった。ただし、知事に説明する際の本部側の手持ち資料として、前日の副知事の発言を受けて、以下のとおり、想定問答を追加で作成した。

➤ Q 令和6年度、税理士法人から指摘はなかったのか。

A 委託先の税理士法人からは「令和4年度分以前も課税売上が1,000万円を超えており、消費税の申告義務があるのではないか」と意見を受けています。一方、インボイス制度の開始に伴い令和5年度から申告義務が生じていると誤認しており、過年度分について検討を行わぬまま、令和5年度分のみ申告納付を行いました。

令和7年8月7日、T都住部長、R課長及び職員Qは、W本部長、U次長及びV住企部長に対して、知事への報告資料案を説明し、W本部長の了承を得た。しかし、上記想定問答について、T都住部長は「知事に必ず言うとはなっていなかった」と述べているが、W本部長は、「副知事レク（副知事への説明）の翌日に追加されたという事実をそもそも認識していない。部は説明をしたのかもしれないが、私としては認識していない。」と述べ、U次長も、想定に追加されたことについて「記憶はない」としており、検討自体なされた様子はなかった。

令和7年8月19日、T都住部長、R課長、Z総務課長及び職員Qは、副知事に対して知事への報告資料案を説明し、了承を得た。しかし、前回副知事から質問があった確定申告時の状況について、この場でも令和6年度に税理士法人から過年度分の申告義務に係る指摘を受けていたことを説明しなかった。

令和7年8月25日、T都住部長、R課長及び職員Qは、特別秘書（特別職の秘書）に対して、知事への報告資料案を説明した。特別秘書からは、「令和5年度分の申告納付の際、過年度分の整理をしなかったことは理解できない。消費税納付とインボイス制度は関係がなく、なぜ誤認したのか。」と質問があり、「昨年度、上司も「令和4年度分以前は支払わないのか」と疑問を持つべきだった。昨年度の判断について「誤認していました」とするだけでは厳しい。」と発言があったが、令和6年度に税理士法人から指摘を受けていたことについて、依然としてどのように答えるか本部の中で検討すらされていなかったことから、誰もその質問に答えなかつた。事実関係を承知しているにもかかわらず発言しなかつた理由につき、

T都住部長は、過去の事実関係の確認・確定は本部以外の第三者が行うものと考えた、R課長は、平成14年から何もしなかった中で令和6年のところだけを特出ししてとはなっていなかった、とそれぞれ述べている。

特別秘書への説明後、R課長は、特別秘書からの質問と発言を踏まえて、以下のとおり、W本部長用の想定問答メモを作成した。

➤ Q 1 R 5インボイス制度開始時、なぜ、過年度分から申告義務があることに気が付かなかったのか。

A 1 インボイス制度開始に伴い、制度開始以降に、納税義務が発生するという誤認していた。

➤ Q 2 担当者が気付かなくても、新たに消費税が発生するとなると、その上司（課長代理、課長）は、どういう制度なのか、過年度分はどうなつか調べるよう指示しなかったのか。

A 2 インボイス制度開始以降に納税義務が発生すると誤認していた。

➤ Q 3 過年度の消費税の納付について、これまで、誰も全く気が付かなかったのか。

A 3 都住会計については、設置当初より、一般会計に準ずると認識していたこと、インボイス制度開始に伴い、それ以降、納税義務が発生するものと考え、過年度分の納付の必要性について深く調べていなかった。

令和7年8月26日、T都住部長、R課長及び職員Qは、W本部長及びU次長に対して、前日の特別秘書への説明結果を報告するとともに、上記想定問答メモについて説明し、その是非を諮った。他方でR課長は、W本部長に対し、令和6年度には税理士法人から過年度分も調べた方がよいとの指摘もあったので、その認識についても併せて持っておいてほしい旨伝えた。この想定問答メモについて、W本部長は「結局、あまり答えになっていない。」と述べるも、修正の指示はせず、U次長は「記憶は薄い」と述べており、本部では、副知事や特別秘書からの質問を受けた後においても知事への報告が必要との判断はなされなかった。

令和7年8月27日、W本部長、V住企部長、T都住部長及びR課長は、知事に対し、未申告であった平成31年度から令和4年度事業年度分について、令和7年9月末までに申告納付を実施し、納付額が確定した段階でプレス発表する予定である旨を報告した。報告時、特別秘書から「普通、係長、課長など誰か気付くよね」との発言があり、しばらく誰も口を開かなかったため、前日26日の打合せに参加していなかったV住企部長が「インボイス制度が始まったから納税としてし

まい、振り返るチャンスがあり、立ち止まって調べるべきだった」と答えたが、令和6年度に税理士法人から指摘を受けていたことについては説明しなかった。なお、W本部長は、この場で発言しなかった理由について、過去の事実関係の調査は総務局コンプライアンス推進部が行うものと考えていたと述べるが、総務局が監察による調査を行うことと、本部内で発生した事実関係を本部が知事に報告することは矛盾するものではなく、このことは都庁内においては当然のこととして認識されており、本部が説明しなかった理由とはならない。また、本部の考え方を最大限尊重したとしても、過去の事実関係は総務局の調査に委ねたい旨答えればよいだけあって、発言しない理由とはならず、この結果は事実を隠したと評価すべき対応である。

(3) プレス発表に向けた本部の動き

8月27日の知事への説明の場において特別秘書から上記の指摘を受け、V住企部長は「昨年気付けなかったということを今後どうやって外に言つていかないといけないのかを考えないといけないねという問題意識をその場で持った」と述べている。知事への説明後、R課長及び職員Qは、令和6年度に税理士法人から指摘を受けたことに関する記載がないプレス資料案を作成したが、併せて想定問答も作成した。この想定問答には以下の記載があり、所管課としては、プレスから問われた場合には、過年度分の納税の可能性を認識していたことを答える方針であった。

➤ Q 令和6年度、税理士法人から指摘はなかったのですか？

A 税理士法人に対して取引内容の分析や課税対象の確認を依頼する中で、過年度分の課税売上が1,000万円を超える旨の意見はありました。一方で、都住会計は、設置当初より一般会計に準ずると認識しており、インボイス制度開始に伴い、それ以降に納税義務が発生するものと考え、過年度分の納付の必要性について深く調べなかったです。

令和7年9月3日、R課長及び職員Qは、T都住部長に所管課案を諮った。T都住部長は、この想定問答の答について、一部微修正を加えた上で了承した。なお、T都住部長は、想定問答について、コンプライアンスに関する部分は、都住部では回答できないので記載できないのではないかと話していた。

令和7年9月4日、T都住部長、R課長及び職員Qは、U次長に都住部案としてプレス資料案と上記修正後の想定問答を諮った。その場では、過去のことをどこまで生々しく言うかという発言があり、U次長は「対外的にどのように説明す

るかはW本部長に諮っていく必要がある。職員の責任については、まずは人事と相談する必要がある。」と話した。U次長の発言を受けて、職員Qは、T都住部長が了承した想定問答の答えから、「過年度分の課税売上が 1,000 万円を超える旨の意見はありました」とした部分を削除し、「過去の課税対象の確認はありました」に修正した。U次長は、修正した想定問答を了承した。なお、T都住部長は、「外部に対して答えるときは、監察対象になるというような話を一般的に担当から回答することはない、過去の調査について軽々に言及すべきではないだろう」という認識が全体としてあったので、落ちている可能性はある。」と述べている。しかし、令和6年度の問題を把握して遅滞なく総務局に事故報告をしていれば、また、知事報告の前に副知事や特別秘書に報告していれば、職員の服務上の責任をどう外部に説明するかを含めた検討をすることができたのであって、結局のところ、本部として報告するという決断ができなかったことが引き起こした結果でしかない。また、「過去の課税対象の確認はあった」と説明した場合、それはどういう意味なのか、具体的に何を確認されたのか、と質問されることも容易に想定されるところであり、想定問答としては甚だ不十分なものであった。

令和7年9月8日、T都住部長、R課長及び職員Qは、W本部長、U次長、V住企部長及びZ総務課長に対し、翌9日に税理士法人から平成31年度から令和4年度までの過年度分の税額速報があることを報告した。そして、都住部案としてのプレス資料案とプレス発表時の想定問答を提示し、この内容でよいか判断を求めた。W本部長は、都住部が用意した想定問答が合計33問あり、数が多いため、副知事への説明資料用にポイントを絞るよう指示した。また、V住企部長は答え難い質問も追加すべきと述べ、用意していた想定問答を答えた後に対応できる追加の部分を充実させた方がよい旨意見した。この経過につき、W本部長は「数ページにわたる表（想定問答）は見た記憶はあるが、一つ一つのQ&Aにしっかりと目を通して、本部の中で議論していなかった。」と述べ、V住企部長も「手元に置いてそれを見ながら活用しようという想定問答だった記憶はない」と述べており、都住部が作成した想定問答について、W本部長以下の枢要幹部は十分な検討を行わなかった。このような対応は、それぞれの職に期待される責任を果たしたとは到底いえない。

令和7年9月8日、R課長及び職員Qは、同日の幹部への説明の場で出された指示や意見を踏まえ、本部の手持ち用の想定問答（以下「本部手持ち想定問答」という。）に以下の問答を追加した。

➤ Q 令和6年度、税理士法人から助言があった際、なぜ過去を振り返らな

かったのか。

A 令和5年度からのインボイス制度対応を「新たな制度への対応」として捉えており、過去分の申告義務の有無についてまで遡って検討する視点が欠けていました。都住会計が一般会計に準じた扱いであるとの誤認が根強く残っていたこともあり、外部からの指摘を十分に検証・反映する体制が整っていなかったことが原因です。

しかしながら、過去について遡って検討する視点が欠けていたという答えは、明らかに事実に反するものである。

また、R課長及び職員Qは、過年度分の申告・納付金額を報告する副知事への説明資料案及び同資料に添付する概要版の想定問答（以下「想定問答（概要版）」という。）を作成した。想定問答（概要版）には以下の問答を記載した。

➤ Q 令和5年度分の申告の際、税理士法人から指摘はなかったのか？

A 税理士法人から過去の課税対象の確認はありました。

しかし、都住会計は、設置当初より一般会計に準ずる特別会計であると認識し、インボイス制度に伴い、納税義務が発生するものと考え、過年度分の納付の必要性について調べませんでした。

同日、R課長及び職員Qは、T都住部長に対し、翌9日に過年度分の申告・納付金額の速報があるため、その内容を説明するための副知事への説明資料案（金額は未記載）、想定問答（概要版）及び修正した本部手持ち想定問答を提示した。T都住部長は、副知事への説明資料案等について了承した。

令和7年9月9日、本部は、税理士法人から、過年度分に係る税額の連絡を受けた。

T都住部長、R課長及び職員Qは、令和7年9月11日にU次長に対し、翌12日にはW本部長に対し、過年度分の申告・納付内容について副知事に説明するための資料案、想定問答（概要版）及び本部手持ち想定問答を示し、了承を得た。その結果、令和6年度の税理士法人からの指摘については、以下のように答えることとされた。

（想定問答（概要版））

➤ Q 令和5年度分の申告の際、税理士法人から指摘はなかったのか？

A 税理士法人から過去の課税対象の確認はありました。

しかし、都住会計は、設置当初より一般会計に準ずる特別会計であると認識し、インボイス制度に伴い、納税義務が発生するものと考え、過年度分の納付の必要性について調べませんでした。

(本部手持ち想定問答)

上記の想定問答に加え、以下の想定問答を記載した。

➤ Q 令和6年度、税理士法人から助言があった際、なぜ過去を振り返らなかつたのか。

A 都住会計が一般会計に準じた扱いであるとの誤認が根強く残っており、令和5年度からのインボイス制度対応について、「インボイス制度導入に伴う消費税の納税義務の発生」として捉えており、過去分の申告義務の有無についてまで遡って検討する視点が欠けていました。

このように、想定問答については、税理士法人からの指摘については答える前提で本部において検討や修正を何度も繰り返したもの、令和6年度の職員の責任に話が及ばないようにしようとしたため、指摘を受けた後の対応について詳細にわたる質問があった場合、どのように説明するかを詰め切れないままであった。

令和7年9月17日、T都住部長、R課長及び職員Qは、副知事に対して、過年度分の納付額とプレス資料案について説明を行った。副知事への説明資料には、このほか、プレス発表時の想定問答（概要版）も添付されており、その中には上記の想定問答が記載されていたが、T都住部長らはこの想定問答に触れることなく説明も行わなかった。

令和7年9月18日、R課長はa知事補佐担当部長に対し、プレス発表を行うことを知事に報告してほしいと依頼したが、想定を準備していることについて説明しなかった。同日、a知事補佐担当部長が知事に対して、その旨説明を行った。

同じく18日、本部広報広聴担当は、想定問答（概要版）を含む副知事への説明資料を政策企画局戦略広報部報道課（以下「報道課」という。）に送付した。上記想定問答を見た報道課は、本部広報広聴担当に対し、「ほかに消費税を申告していない特別会計はないのか」、「どのような特別会計に納税義務が発生するのか」、「納税義務がある特別会計は都にはどれくらいあるのか」の項目について、追加で想定問答を作成するよう依頼した。本部は、翌19日、「同様の事例は確認されていないと聞いている。」「課税売上高が1,000万円を超える事業者は、原則として消費税の申告・納税義務が生じる。現在、納税義務のある都の特別会計は、都住会計を含めて3会計ある。（参考）都住会計、と場会計、工業用水道事業清算会計」の回答案を作成し、U次長への説明・了承を経た上で報道課に送付した。

令和7年9月22日、本部は以下の内容をプレス発表した。なお、発表内容について、本部を所管する都市整備委員会所属の都議会議員には、本部から説明を行った。

(1) 経過

都住会計については、インボイス制度への対応に伴い、令和5年度分から申告・納税を行っているが、令和7年5月に東京国税局より令和4年度以前の事業分について照会を受け確認したところ、消費税の申告・納税義務があることが分かった。

(2) 対応

未申告判明後、納税額等の算定を行った結果、対象となる平成31年度から令和4年度分までの、約1億3,642万円（消費税約1億1,965万円、延滞税約1,079万円、無申告加算税約598万円）を税務署に納付した。

今後、適切に事務の執行を行っていく。

令和7年9月24日、本部が発表したプレス内容を見た都議会議員が消費税未納について都から報告を受けていないと述べていたため、R課長はZ総務課長と相談の上、当該都議会議員に説明することとした。

同日、R課長、b都住部担当課長及び職員Qが、当該都議会議員の控室を訪問し、プレス発表の内容について説明を行った。その際、当該都議会議員から、税理士法人から過年度分の納税義務に関して指摘されなかったのか、との質問があり、前述のとおり、聞かれたら答えるつもりで準備してあったため、R課長は「その可能性がある旨の話はあった」と回答した。これに対し、当該都議会議員は、住政本部として過年度分を納めなくて良いとの判断をしたということか、と質問し、R課長は「本部として決定したということではなく、インボイス対応に伴って納税義務が発生するものと捉えていたようである」と回答した。

同日、V住企部長、T都住部長及びR課長は、副知事に対し、当該都議会議員を含む複数の都議会議員がプレス発表の内容に関心を示していることを報告し、併せて当該都議会議員へのプレス発表内容の説明時の状況を報告した。令和6年度に本部が税理士法人から過年度分の申告の必要性について指摘を受けていたことを知った副知事は、税理士法人の指摘にどう対応したのか、なぜ消費税の申告について誤ったのか、なぜインボイス導入時に気付けなかったのか、などについて整理するよう指示した。

令和7年9月25日に副知事は、U次長に対し、消費税の未申告に関する経緯等を正確に取りまとめ、知事に説明するよう指示した。同日、W本部長は、副知事からの指示を踏まえ、知事に対し、都住会計における消費税の未申告に関する税理士法人からの過年度分の指摘を含む経緯について報告し、知事は総務局に対し、改めて詳細な事実関係を調査するよう指示した。

(小括) このように、本部の枢要幹部は、過年度分の申告の必要性について前年度に税理士法人から指摘を受けていたことを把握していたにもかかわらず、指摘を受けたのに申告義務を果たさなかつたことが組織としての重大な問題であることを十分に認識せず、当時の課長と職員の個人的な責任問題であつてコンプライアンスを所管する総務局が対応するものであると考え、知事に対し本部からは積極的に報告しないこととした。実際に知事への報告で触れず、プレス発表でもその点については言及しなかつた。

第3章 調査により明らかになった課題と今後の方向性

1 業務に関する過去の誤りに対する消極的な向き合い方

(1) 都住会計における消費税申告の必要性の検討を欠いたこと

本部は、平成14年度の都住会計設置以降、約20年間もの長期間にわたり、消費税の申告を怠ってきた。都住会計は都営住宅事業の収支の明確化を目的として一般会計から分離され創設されたものであり、事業内容は一般会計であった頃と同様であつて公営企業ではなかつたことから、特別会計化に伴つて消費税の申告義務が発生することに容易に気付くことができなかつたことは否定できない。一方、その後は、申告義務があることについて気付き得る機会が何度もあったが、申告を行う必要はないとしてきた根拠が実ははつきりしていないと漠然と感じつゝも、誤りだとの指摘をこれまでに受けたことがないのだから間違いはないはずだろう、との思いに捉われ続け、本末申告の妥当性に関する検討に踏み出すことができなかつた。

令和元年11月に都議会議員との対応において都住会計における消費税の対応が話題に出た際、E課長は個人的に親しかつた財務局主計部の担当課長に、都住会計に申告義務がないことをどのような理由で整理できるかについて相談し、第2章4で述べた令和元年度部経理保管メモを入手した。都住会計とは関係のない一部事務組合、しかも複合的一部事務組合の特殊性に由来する消費税法上の例外規定を参照して都住会計に申告義務無しとする誤った解釈を導く材料となるものであり、財政課の公式見解でもなかつたが、E課長は理路整然としないとの感想を抱きつつも妥当性を検討することなく受け入れ、後に財政課の公式見解として

同課の担当職員に受け止められることとなってしまった。

加えて、第2章5で述べたインボイス制度開始に向けた準備の過程において、部経理と局計理は総務省からインボイス制度導入に関する通知を度々受領していたばかりか、自治体職員の消費税制度に対する誤った理解があることに危機感を抱いて作成されたQ&Aも何度も改定を重ね周知されており、これらは都住会計にはそもそも当初から消費税の申告義務があったことを容易に認識・理解できる内容のものであった。しかし、一般会計と同様に扱われるはずとの思いに捉われ、申告義務が発生しているのではないかとの疑問を持ちながらも、国税庁や税理士等への相談も行わなかった。特に、令和4年8月に行ったインボイス制度導入に関する総務省への照会に対する回答で、都住会計に申告義務無しとしてきた考え方を明確に否定されたにもかかわらず、職員G及び職員Lは、これまで長年続けてきた対応に間違いはないはずだ、との希望的観測を依然として持ち続け、申告義務がないとする別の考え方があるはずだとの思いを捨てなかつたため、未申告状態は放置されたままとなつた。

さらに、第2章6で述べた令和6年度における税理士法人からの過年度分の申告義務に係る指摘に関して、職員Oから報告を受けたI課長は、申告義務無しとしてきたこれまでの考え方が正しいだらうとの思い込みと、問題があれば国税局から連絡が来るはず、との受け身の姿勢からP都住部長にも報告せず放置し、直ちに対応すれば納付することができたはずの平成30年度分について時効を完成させてしまった。

このように本部は、都住会計に申告義務無しとしてきたことが誤りであったことに気付く機会を何度も得ていたにもかかわらず、組織として十分な対応を行わなかつた。この背景には、都住会計の運営に必要な事項は設置に関する検討を行った際に全て整理されているはずだ、間違いがあるはずがないという、過去からの積み重ねに頼ろうとする職員の強い意識や、議論を重ねて方向性を見出すことを重んじない組織風土が垣間見える。

(2) 税理士法人から指摘を受けていたことを知った後に必要とされる報告や発表を行わなかつたこと

令和6年度に税理士法人から過年度分の申告義務に係る指摘を受けていた事實を令和7年度に把握したW本部長以下の枢要幹部は、なぜこのような重要な情報が本部内で共有されなかつたのかについて分析した上で、再発防止に向けた検討を直ちに行うべきであったが、このことの重大性を十分には認識せず、当時のI

課長と職員〇の個人的な責任問題であって組織としての課題ではなく、コンプライアンスを所管する総務局が対応するものであるから本部としては本格的な分析・検討を行わず、知事に対しても積極的には報告しない、という組織としての当事者意識を著しく欠いた判断を行った。結果的にこの事実を知事に報告することなく、対外的にも積極的には公表しないことを選択している。職員が行ってしまった過去の誤った行動に関するこのような対応は、都民から見れば、知りつつ納税義務を果たさなかったという問題を隠したと評価すべきものであり、都に対する都民の信頼を大きく失墜させることとなってしまった。

【今後の方向性】

職場でこれまで行われてきた業務の内容や進め方が誤っていたことに気付いたときこそが職場をより良くする機会であり、それを正すことが行政サービスの向上と都民からの信頼の獲得につながる。本部はこのことを組織内に徹底させる必要がある。

具体的には、過去から受け継がれてきた業務の内容や進め方について明らかな誤りがあり是正すべきことに職員が気付き、上司への報告や相談を行った際には、管理職はその気付きを積極的に評価し、ともに解決策を考えていくという職場風土を築くべきである。

その際、過去の誤りの是正を行うことでその後の自らの業務量が過度に増えるのではないかとの不安から職員が上司への報告を躊躇することのないよう、管理職は対応に伴って新たに生じる業務量を適切に把握した上で、当該職員への負担の集中を回避させる観点から職場内での業務分担の見直しや優先順位の見直しを柔軟に行うべきである。また、課内で十分に対応できないときは、部内・局内の対応も柔軟に行えるよう、本部長以下の枢要幹部が積極的に対処すべきである。

本部以外の各局等においても、仕事の内容や進め方に関する過去の誤りを積極的に是正することは、常に質の高い行政サービスを提供し、都民から厚い信頼を寄せられる強靭な組織を作っていくことに直結するという意識を全ての職員が持ち、上記の取組を積極的に推進していく必要がある。各局長等は、このことの重要性を定例会議などあらゆる場を活用して訴え、特に管理職の意識改革を進めることで、職員が積極的に業務の内容や進め方に関する改善に取り組める職場環境を構築していくべきである。

2 情報共有・情報発信に対する消極的な姿勢

第2章5で述べたとおり、令和4年8月に行ったインボイス制度導入に関する総務省への照会に対する回答は、都住会計に申告義務無しとしてきた都の考え方を明確に否定するものであったが、職員Gはこの総務省への照会と回答の内容をI課長に報告していない。その理由を職員Gは、総務省の回答は都住会計として個別にインボイスの登録番号を取得する必要性があることを示すものにすぎなかつたため、と述べているが、この回答内容を知った局計理の職員Lが職員Gに対して、別の観点から都住会計と消費税の関係を整理するよう助言したことからも分かるとおり、都住会計に申告義務無しとする都の考え方を否定されたことは明らかであった。職員Gは、消費税の申告に関するこれまでの対応に誤りがある可能性があると速やかにI課長に報告し、消費税と都住会計の関係について十分な検討を行うべきであった。I課長に報告しなかつたことにより、都住会計における消費税の未申告が検討すべき課題として職場内で共有されることはなかつた。

また、第2章6でも述べたとおり、令和6年7月から8月にかけて税理士法人から過年度分の申告義務がある可能性について指摘された際、担当の職員OはI課長に対して直ちに報告を行わず、申告期限間近の9月下旬に報告している。さらに職員Oから報告を受けたI課長は、これをP都住部長に報告することなく放置している。本来、税理士法人からの指摘があった際には、直ちに上司に報告し、取るべき対応について指示を受けるとともに、局計理にも情報共有するべきであったが、職員Oが体調を崩し他の職員も多忙であったため、申告業務に対応する余力がなかつたことに加え、消費税に関してはこれまでのやり方が正しいだろうとの思いと、問題があれば国税局から連絡が来るはず、という受け身の姿勢が即座に報告しないことを正当化させこととなつた。このため、速やかに対応していれば納付の義務を果たすことができた平成30年度分の消費税の時効が完成し、納付できなくなつてしまつた。

このような情報共有に関する本部の極めて消極的な姿勢は、消費税の未申告に対して組織として取るべき対応を誤らせ、問題の是正を先送りしてしまう結果を招いてしまつた。

さらに第2章7で述べたとおり、W本部長以下の枢要幹部は、令和6年度における税理士法人からの過年度分の申告義務に関する指摘の件についてはコンプライアンスを所管する総務局が対応するものであると考え、本部としては知事に積極的に説明はしないとの考えを持っていた。一方で、プレス発表を行う段階では、税理士法人から過年度分の申告義務についての指摘はなかつたのか、との問合せが寄せ

られた場合には事実関係を説明するという方針を持つに至ったが、当時の職員の対応の不適切さを指摘されかねない形での説明は、まさにコンプライアンスに関わるとの理由であくまでも避けたいとの意向を持っていた。

こうした考えを踏まえ、都住部は、プレス発表資料には令和6年度に税理士法人から指摘を受けていたことは記載せず、「東京国税局より令和4年度以前の事業分について照会を受け確認したところ、消費税の申告・納税義務があることが分かりました」との正確性を欠く内容とともに、税理士法人から指摘を受けなかつたのか、との問合せがあった際には、過年度分の納税の必要性を指摘されていたにもかかわらず「税理士法人から過去の課税対象の確認はありました。しかし（略）過年度分の納付の必要性について調べませんでした」と不正確な形で事実関係の一部のみを口頭で回答するという対応案をまとめ、W本部長の承認を求めることした。

消費税の申告義務を真摯に果たしている都民が今回の未申告に関する都の発表に接すれば、令和6年度に初めて申告を行った際に都は過年度分の申告の必要性について気付いたのではないか、税理士法人からも指摘を受けていたのではないか、との疑問を持つことが想定されたにもかかわらず、都住部が作成したプレス資料案と想定問答は、それに答える内容とはなっていなかった。しかしW本部長以下の枢要幹部は、こうした都民の視点に立っての十分な検討を行うことなく、当時の職員の対応については総務局が所管するコンプライアンスに関わるものとして触れないこととした上記対応案を了承している。

税理士法人からの指摘の件については、本部は職員個人の責任に矮小化し、組織の課題との受け止めをせず、当事者意識を持つことはなかった。こうした姿勢の下、問合せがあった場合にのみ口頭で限定的に事実を答えるという、情報発信に対する本部の極めて消極的な姿勢により、事実が正確に都民に伝わることはなく、都に対する信頼を大きく損ねることとなってしまった。

【今後の方向性】

本部は、情報を迅速かつ正確に報告しなかったことで取るべき対応を取れず、課題の解決を遅らせてしまった今回の事案を教訓として、情報共有に対する消極的な姿勢を抜本的に改める必要がある。

具体的には、速やかに適切な対応を取る必要があると判断される事案が発生した際における迅速な報告・連絡・相談を職員全員に周知徹底させるため、特に管理職に対して本部長や各部の部長が定例的な会議の場などでその重要性を継続的に訴

え、意識改革を促すべきである。

併せて、職員が報告・連絡・相談を行いやすいよう、管理職は朝会等の定例的なミーティングの設定やチャット等の連絡ツールの積極的な活用を通じて日頃から職場内におけるコミュニケーションを活性化させるとともに、部下からの報告や相談を否定せずにまずは受け止め、取るべき対応を具体的に指示することを徹底すべきである。

本部以外の各局等においても、改めて上記の取組を積極的に推進すべきである。これらの取組を後押しするため、毎年実施しているコンプライアンス研修の職場討議での議論等を通じて情報共有の重要性に関する啓発を図り、迅速かつ積極的なリスク情報の共有が当たり前とされる組織文化を都庁内に根付かせていく必要がある。

また、職務を遂行するに当たり、知事に対して正確な説明や報告を行うことは、職員として当然のことであることは言うまでもない。加えて、都が都政に関して都民に説明する責務を全うすることは、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進するに当たって必要不可欠のことであり、その際、事実を正確に分かりやすく発信することは、都民に対する説明責任を果たす上での大前提である。本部は、本部長以下の全管理職を対象とする研修等を実施し、このことを職場内で周知徹底すべきである。

特に、今回のような不適正な事務処理に関しては、都民の目線に立ってどう対処すべきか、何をどのように発信すべきかを検討し、知事に正確に報告した上で、政策企画局戦略広報部と十分に連携しつつ、丁寧かつ正確に分かりやすく発信するという姿勢を徹底すべきである。

各局等においても、今回の事例を教訓として、改めて都職員としての基本姿勢の徹底を図るべきである。

3 申告事務に関するノウハウの欠如

納税は、豊かで安全・安心なくらしを守るために最も重要な義務の一つであり、事業者として各種公共サービスの提供を行っている都も、公共サービスの提供に伴って発生する自らの納税の義務を果たすべきことは当然である。

同時に都は、法令に基づき都民税や固定資産税等の徴収を行う立場でもある。このように税の徴収主体である都が自らの納税義務を軽視する行動をとれば、税制度に対する都民の信頼を大いに揺るがすだけでなく、都職員の遵法精神への疑惑をも惹起しかねない。

一方で、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、取引の各段階の事業者が納付する間接税である消費税の制度を正確に理解し、かつ申告事務を適切に行うためには、専門的な知識が必要とされる。しかし、同税が国に納付される税であることもあって、地方公営企業等の会計を所管する局等を除いては、消費税の申告事務に関するノウハウを持つ職員は極めて少ない状況にある。また、取引が発生する前に、それが課税取引であるか否か正確に判別する必要があり、税理士等の専門的な知識を有する者の十分な支援がなければ正確に事務処理を進めることができ困難であるのが実情であると言わざるを得ない。

都住会計の設置段階における検討では、同会計が都営住宅事業の収支の明確化を目的として一般会計から分離されたものであり、事業内容が一般会計の時と同様であったことに加え、免税点を超える課税売上高があれば特別会計には消費税の申告義務が発生するという基本的な認識がそもそも職員になかったことから、消費税に関する議論に至らなかったと考えられる。このため、消費税の未申告を発見できない状況が長年にわたり続いてしまった。

また、第2章で述べたとおり、都住会計に係る消費税法上の取扱いの解釈に關し、消費税に関する知識が乏しい担当者だけで不十分な検討を行い税理士等の専門家に確認しなかったために、「都住会計は法定の特別会計ではないため消費税の申告義務はない」「都住会計はインボイス登録後に初めて申告義務が発生する」という誤った見解を導き出し、かつ、総務省や国税庁の各種資料があったにもかかわらず、自らの誤った見解に固執してしまった。

さらに、申告事務のノウハウに乏しい職員が一人で申告業務を担当していたため、第2章6で述べたとおり、形状や形態によって課税対象かどうかが決まる駐車場の土地貸付収入をめぐり、課税判断に必要な情報が何かを十分に確認しないまま周囲の職員に税理士法人からの照会への対応を依頼したことで誤った申告につながってしまい、翌年度に修正申告を行うという事態を招いてしまった。

このように、本部には申告事務に関するノウハウが決定的に欠けており、専門家等からの支援を得る体制も十分には整備されていなかった。

【今後の方針】

再発防止を徹底するには、専門的な知識が必要とされる消費税の申告事務を常に適正かつ着実に行える体制を整備する必要がある。そのためには、申告事務に精通した職員を継続的に育成し、ノウハウを着実に蓄積していくことが重要であることから、現時点で課税売上高がない会計を含めた全ての特別会計（申告事務を例年行

っている地方公営企業等の会計、課税売上が発生しないことが明らかな特別会計を除く。)を所管する局は、経理事務を担当している職員を対象として、消費税の申告事務に関する実務的な知識の獲得を目的とする研修を毎年受講させるべきである。また、課税売上が発生した場合に適切に事務を進められるようにするため、職場として申告事務に関するマニュアルを整備するべきである。

本部は、申告事務を一人だけに任せ、課長が当該事務の進行管理も行っていなかつことを踏まえ、消費税の申告事務を含めた特別会計の経理全般のチェック体制を強化するため、専門課長の配置等について検討するとともに、申告事務だけでなく、取引の分類に関する助言を得ることも含めて税理士等の専門家との業務委託契約を毎年度締結し、緊密に連携しながら、担当部署の申告事務処理能力の強化を図っていくべきである。他の特別会計を所管する局に関しても、申告事務の処理に万全を期す観点から担当部署の状況について点検を行い、必要に応じて同様の取組を進めることが望ましい。

なお、これらの局を支えるため、国税に関する相談にも日常的に応じ、内容によっては外部の専門家等に照会するよう促す役割を総務局が担っており、そのことを同局は積極的に庁内に発信すべきである。

さらに、都庁において今回のような申告納付に関する不適正な事務処理を二度と起こさないようにするために、新たな税の創設や既存の税制の大きな改正が行われた際に、関係する局に留意すべき事項を適切に伝え、必要な対応を取るよう促すことが重要であり、各局等の法務支援に係る総合的な調整を担う総務局を中心とした組織的な支援体制の整備が望まれる。

4 特別会計の管理に関する体制の脆弱さ

都住会計の執行や予算要求等に関しては、都営住宅事業を直接担当する都住部と、会計全体を管理し財務局等との調整を行う住企部の2つの部署がそれぞれの立場から重層的にチェックを行うことになっている。しかし、本部内では従来から都住会計は都住部が管理するものとの意識が根強くあったため、実質的な進行管理はほぼ都住部が担う一方、住企部の主体的な関与は小さいものにとどまっており、本来の管理体制が機能しているとは言えない状況である。また、このことは、課題の解決を担当者だけに委ね、課題に気付いた関係部署の職員は解決されるまで見届けることをしないという職場風土にもつながっている。

インボイス制度開始に向けた準備に関しても、第2章5で述べたとおり、これに関する検討は部経理に事実上丸投げされていた状態であり、局計理は検討内容の確

認や導入に向けた進行管理を主体的には行っていなかった。特に、都住会計に申告義務無しとする都住部の考え方の根拠を否定する総務省からの回答に接した際、局計理の職員Lは部経理の職員Gに対し、従来の見解とは別の観点から都住会計と消費税の関係を整理するよう助言はしているものの、その後の確認は全く行っていない。この時に局計理が積極的に進行管理を行っていれば、申告義務を果たしていない状況にもっと早く気付けたと考えられる。

一方で部経理の側にも、局計理に積極的に説明しようとする姿勢が乏しい。第2章6でも述べたとおり、令和5年度分の消費税の納付に関する決裁の際に、課税対象時期をインボイス制度開始後の半年間(令和5年10月1日～令和6年3月31日)から令和5年4月からの1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に変更しているが、同課の職員Oは変更したことその理由も局計理に対して説明していない。この時、局計理でその変更理由の妥当性を十分に審査できていたならば、過年度分の申告義務の存在に気付くことができたものと考えられる。また、令和6年度に税理士法人から過年度分の消費税についても申告義務があることを指摘された際ににおいても、I課長と職員Oは局計理に報告を行っていない。

なお、財務局に関しては、都住会計の設置時から今日に至るまで、他の特別会計で消費税を納税している事例があることを局としては把握している状況にはあったが、担当する職員が異なっていたために、都住会計において消費税の申告義務が発生していることに気付くことはなかった。

このように、都住会計の管理は都住部にほぼ任せられているのが実態であり、他の部署によるチェックは脆弱であると言わざるを得ない状況にあった。

【今後の方向性】

特別会計に関しては、その設置条例を所管する局が適正な執行に努める必要があり、会計の適正な管理と円滑な執行に向けた局内外との調整を行う総務部門と、具体的な事業の執行を担う事業担当部門が緊密に連携・協力しつつ、双方でチェックを行ながら、適切に業務を遂行していくべきである。

本部は、都住会計の管理主体は都住部ではなく本部であるという考え方の下、その管理体制を抜本的に強化するため、総務部門である住企部と事業部門である都住部の双方が、都住会計の予算要求や執行、決算調製等に関してそれぞれ主体的に責任をもってチェックする本来の体制を改めて確立し、着実に実践していくべきである。

特に、都住会計を管理・運営する上での重要事項へのチェックを強化するために、主要事業に加え、都住会計に関連する法令や税制の新設・改正等に関する情報の共

有を徹底し、これらへの対応に関しては原則として住企部が進行管理を行うこと、人事異動があっても継続して行うことをルール化するべきである。

さらに、都住会計を含む全ての特別会計に関して、今回と同様の事案の発生を防ぐため、所管局における自己検査の徹底を図るべきである。加えて、特別会計に対する局外からのチェック機能を強化することを目的として、財務局による決算段階での申告事務の確認を行うとともに、会計管理局による会計実地検査を行う際に各局等が新たに発生した取引の課税取引への該当性を専門家に確認しているかをチェックするべきである。

5 組織マネジメントの欠如による業務の属人化

インボイス制度開始に向けた準備が課題となっていた令和元年度から令和5年度までの間、部経理の経理業務は5名の職員で担っていたが、都営住宅事業に関する様々な重要課題への対応に追われる中、消費税に関する業務は職員一人のみで対応していた。

こうした状況の下、特にインボイス制度導入に関する総務省の通知が多く出された令和3年度以降については、1で述べたとおり、都住会計における消費税の未申告状態が誤りであることに気付き得る機会が何度も存在したが、一人で担当していた職員Gはインボイス制度開始に向けた準備に関して十分な検討を行っていない。また、4でも述べたとおり、都住会計は都住部が所管するものとの意識から、局計理は部経理に対する効果的な助言や支援をほとんど行っておらず、進捗状況の確認も行っていなかった。

一方、平成28年度末、令和元年度末及び5年度末には担当の職員が異動となつており、その際、それぞれ当時の経営企画課長は東京都職員服務規程に基づいて引継書の内容を確認した上で必要な措置を講じなければならなかつた。しかし、いずれのときも引継書において消費税やインボイス制度開始に向けた準備に関する事項が記載されていたにもかかわらず、当時の課長は内容を確認していなかつたため、取組の状況を全く把握できておらず、後任の課長への引継ぎも行えなかつた。

これらのことから、インボイス制度開始に向けた準備に関する課題やその検討状況が経営企画課長や局計理に適切に共有されることはなく、対応に誤りや遅れが生じていても誰も気付かない、言わば業務のブラックボックス化が生じてしまつていていた。

このような中、一度だけ情報共有がなされたことがあったが、都住部も本部もこの機会を生かすことができなかつた。すなわち、第2章5で述べたとおり、令和4

年7月に実施された令和5年度予算要求に関する説明の場において、J都住部長とI課長は、国税当局から都住会計が一般会計扱いとはみなされず申告義務ありとされる可能性があることを職員Gから説明されたにもかかわらず、そのように考える理由について確認することを怠っている。本来であれば、申告義務という重大事に関わる事態と認識して、職員の考えを確認した上で、速やかに税務署への確認などを行うよう指示するべきであったが、そのような対応を取ることなく、引き続き職員G一人に業務を任せきりにしたまま、その後の進捗管理も行わなかった。局計理においても、上記可能性を説明されたにもかかわらず、国に確認すべきと内心思うだけで、それを促すことはなかった。

一方、初めての消費税申告業務が予定されていた令和6年度は、主担当が1名、副担当が2名とする事務分掌となっていたが、副担当の職員は自らが主担当である業務の遂行に手一杯の状況となっており、副担当制は形骸化していた。結果的に消費税に関する業務はこの年度も職員1名で行っており、税理士法人とのメールのやり取りも、主担当以外の職員にはほぼ共有されなかった。第2章6で述べたとおり、異動したばかりで業務に不慣れだった当該職員（職員O）は、業務分担の見直しによる負担軽減の配慮は図られたものの、前年度に手付かずだった申告に向けた準備作業や税理士法人への業務委託契約の締結事務、さらには過年度分についても申告が必要である可能性があるとの税理士法人の指摘への対応や私的事情が重なり、ついに体調を崩すまでに至っている。

上司であるI課長は、担当の職員の引継書の確認を怠り、委託契約を行う予定であることを把握していなかったため、本人からの訴えにより職員Oの状況を詳細に認識することとなった。しかし、他の係員も非常に多忙であったことから課内での業務分担のさらなる見直しや新たなサポート体制の構築等は行わず、自ら課題を聞き取ってサポートすることもしていない。さらに、部にとって積極的に対応する必要のある課題を税理士法人から指摘されたにもかかわらず、P都住部長に対し報告・相談も行っていない。また、他の課や本部内に対して応援を求める 것도行っていない。

これらの事象は、管理職による組織マネジメントが欠如していることを物語るものである。

【今後の方向性】

本部は、管理職がその職責を果たして組織マネジメントを行うよう指導するとともに、個々の職員に依存した仕事の進め方を改め、組織として機能する職場を築き

上げていく必要がある。

具体的には、管理職による職場状況の的確な把握と適切な進行管理を実施するため、管理職が日常的なコミュニケーションや職員との定期的な面談、異動の際の引継書の内容確認等を通じて部下一人一人が担う業務の状況をしっかりと把握した上で、組織的な対応が必要と思われる案件が新たに生じた際には、予測される業務量を適切に把握し、部課長会や職場ミーティングなどを通じて情報を共有して、優先的に対応すべき業務に関する共通認識を職員に持たせるとともに、必要に応じて柔軟に執行体制を見直すといった対応を取るべきである。これらの取組は、過去の誤りを報告することで自らの業務量が過度に増えるのではないかとの不安を職員が抱き、報告をためらうことを防ぐためにも重要である。

また、ここで明らかになった課題は都庁の全ての職場で発生し得るものであることから、各局等の管理職についても、個々の職員に過度に依存することなく、組織としてのポテンシャルを最大限に発揮できるマネジメント力を養うことが必要である。そのため、各局等の部長級職員や課長級職員を対象として実施しているマネジメントに関する研修について、総務局は内容の拡充や対象者数・受講機会の拡大などを行い、管理職の組織運営力を向上させることで、組織としての職務遂行力の強化を図るべきである。

加えて、職員一人のみが担当することで生じる業務のブラックボックス化を防ぐため、各局等は業務を複数の職員で担当することを改めて徹底させるべきである。その際には、形骸化を防ぐため、それぞれの業務に関して主担当と副担当が担う業務内容をあらかじめ管理職が具体的に決めるとともに、課外とのメール等のやりとりの際には CC にもう一方の担当を入れることや、起案の際にももう一方の担当を協議先に入れることを原則とする取組等を進めることで、業務の「見える化」を実現させるべきである。

さらに、働き方が多様化する中、管理職や監督職が中心となって、対面による定例ミーティングやチャット等を活用した意見交換、業務を通じた日常的な若手職員の育成等を積極的に実施することで、職場内で互いに声を掛け合い、支え合う職場風土を醸成するべきである。

＜参考資料＞

・ 事情聴取の対象等

- 1 住宅政策本部（住宅局（平成 13 年度～平成 15 年度）及び都市整備局（平成 16 年度～平成 30 年度）を含む。）

平成 13 年度から令和 7 年度までの期間を対象として、管理職及び局計理又は部經理の職員の中から都住会計に関わっていた者等を被聴取者として抽出し、合計 133 名（管理職 31 名、一般職 102 名（当時））に対し、対面及び文書にて事情聴取を実施した。主な聴取内容として、特別会計化に当たっての消費税に関する検討状況、都住会計設置後における消費税申告の必要性についての認識やインボイス対応の経過、本部内における情報共有の状況等について確認した。

2 財務局

平成 13 年度から令和 6 年度までの期間を対象として、財務局主計部予算課又は財政課の職員の中から都住会計に関わっていた者等を被聴取者として抽出し、合計 57 名（管理職 18 名、一般職員 39 名（当時））に対し、対面及び文書にて事情聴取を実施した。主な聴取内容として、特別会計における消費税の申告・納付に関して、本部等の計理担当者等との間でやりとりを行ったことがあるか、都住会計について消費税の申告・納付が必要であることを認識していたのか等について確認した。